

情報リテラシー啓発のためのコンパス
羅針盤

使い方ガイド

第 2.1 版

(2024 年 1 月 22 日 発行)

株式会社ラック
サイバー・グリッド・ジャパン編



目次

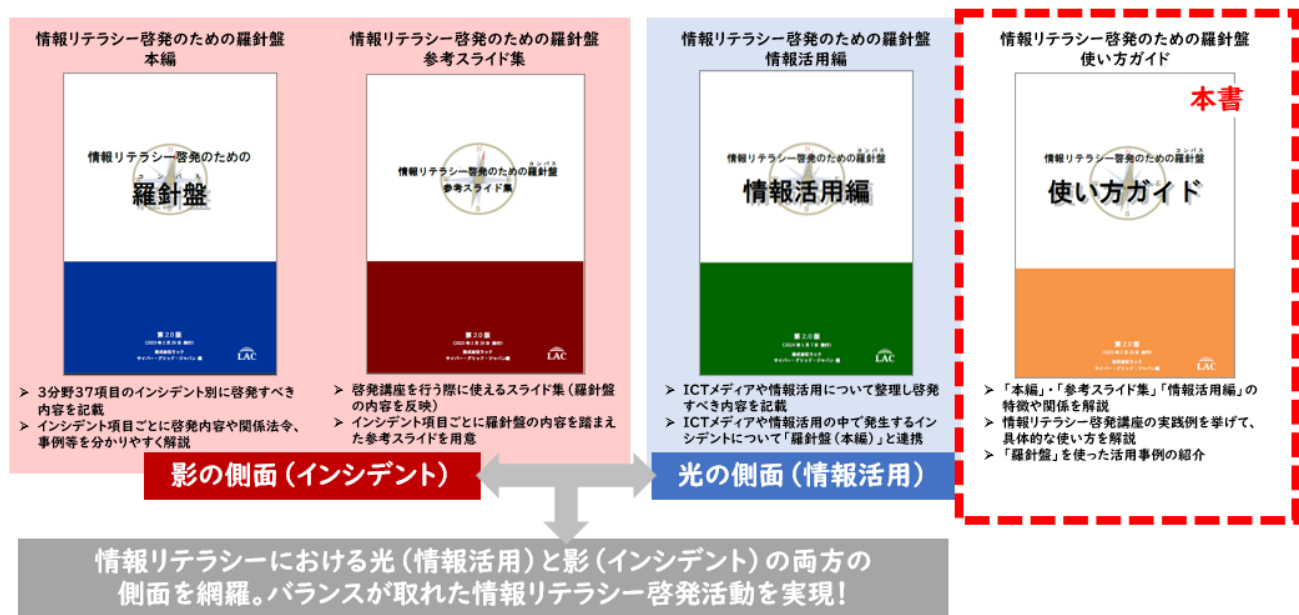
第1章 本「使い方ガイド」について.....	1
第2章 「情報リテラシー啓発のための羅針盤」とは？.....	2
第3章 「羅針盤」はどんな人を対象にしているの？.....	5
第4章 「羅針盤」はどうやって使えばよいの？（講座の組み立て方や使い方）.....	6
4-1. 啓発講座を実施するために「羅針盤」を使う.....	6
4-2. ネットトラブルへの対策を知るために「羅針盤」を使う.....	9
4-3. ICTや情報メディアをもっと活用するために「羅針盤」を使う.....	10
第5章 「羅針盤」を使った利用実践例.....	12
5-1. 啓発講座を実施する.....	12
■ 5-1-① 情報モラルの基礎について教える.....	13
■ 5-1-② SNSの使い方について教える.....	18
■ 5-1-③ ウイルス対策について教える.....	24
■ 5-1-④ インターネットで売買するときの注意点について教える.....	28
5-2. ネットトラブルへの対策を考える.....	31
■ 5-2-① ネットでの誹謗中傷について学ぶ.....	31
5-3. ICTや情報メディアをもっと利用する.....	35
■ 5-3-① ネットを通じて仕事をする.....	35
第6章 「羅針盤」活用のためのTIPS（コツ）！〔活用事例等〕.....	39
6-1. 事例①小中学生及び地域関係者を対象としたモラル向上のための情報リテラシー啓発巡回講座での活用.....	39
6-2. 事例②県警によるサイバーボランティアの育成・研修での利用.....	40
6-3. 事例③企業の社内研修での利用.....	41

- ※ 本書の内容は株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパンで取りまとめたものであり、株式会社ラックの意見を代表するものではありません。
- ※ 本文中に記載の内容は、「情報リテラシー啓発のための羅針盤（本編）」・「参考スライド集」第2.0版（2023年2月28日発行）、「情報活用編」第2.0版（2024年1月22日発行）を基にしています。

「情報リテラシー啓発のための羅針盤」について

「情報リテラシー啓発のための ^{コンパス} 羅針盤（以下、「羅針盤」）」はサイバー空間におけるデジタル活用能力（情報リテラシー）について、「世代・立場別にどの水準まで習得する必要があるのか」、「トラブルを未然に防ぐためには具体的にどのような対応をすればよいのか」、「ICT や情報メディアをどのように活用すればよいのか」といった内容を整理し、必要となる知識をまとめた教材となっています。現在、3つの教材と、それらの教材を使いこなすための「使い方ガイド」の4冊構成となっています。

羅針盤「使い方ガイド」では、それぞれの冊子の特徴や、冊子を活用するための実践例などを交えて解説を行い、地域や会社、学校等で情報リテラシーを啓発・教育する講師やファシリテーター、先生、保護者の皆様の他、情報リテラシーについて主体的に学びたい方にご活用いただく方法を記載しています。



「羅針盤（PDF版）」ダウンロードページ（LAC ホームページ内）

https://www.lac.co.jp/lacwatch/media/20230228_003293.html



第1章 本「使い方ガイド」について

本「使い方ガイド」(以下、「本ガイド」)は、「情報リテラシー啓発のための^{コンパス}羅針盤(以下、「羅針盤」)」について知り、使いこなすために以下の点についてまとめ、記載しています。

① 「情報リテラシー啓発のための羅針盤」について解説

【P.2～】

第2章 「情報リテラシー啓発のための羅針盤」とは？

第3章 「羅針盤」はどんな人を対象にしているの？

② 「羅針盤」の具体的な使い方を啓発講座の実践例等を含め解説

【P.6～】

第4章 「羅針盤」はどうやって使えばよいの？(講座の組み立て方や使い方)

第5章 「羅針盤」を使った利用実践例

③ 「羅針盤」を使った活用事例について紹介

【P.39～】

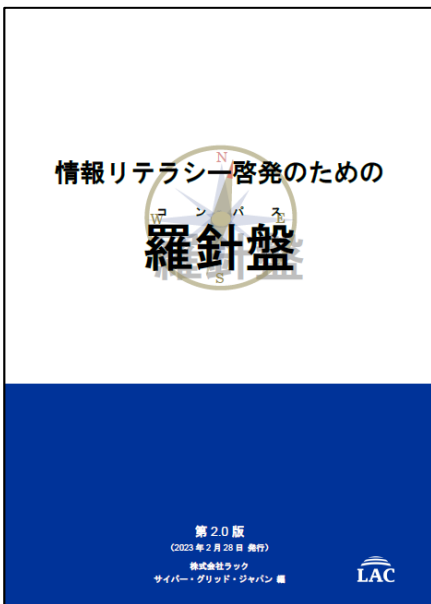
第6章 「羅針盤」活用のためのTIPS(コツ)！〔活用事例等〕

是非、本ガイドを参考に「羅針盤」をご活用ください。

第2章 「情報リテラシー啓発のための羅針盤」とは？

「情報リテラシー啓発のための羅針盤」は、サイバー空間におけるデジタル活用能力（情報リテラシー）について、「世代・立場別にどの水準まで習得する必要があるのか」、「トラブルを未然に防ぐためには具体的にどのような対応をすればよいのか」、「ICT や情報メディアをどのように活用すればよいのか」といった内容を整理し、必要となる知識をまとめた教材となっています。現在、「羅針盤」は3つの教材で構成されています。

■ 情報リテラシー啓発のための羅針盤（以下、「本編」）



【「本編」の特徴】

- ① ネットを使う中で発生しうるトラブル等の事象（インシデント項目）を3分野37項目で整理し、調べ見やすい形で構成しています。また、インシデント項目ごとに啓発内容や関係法令、事例等を分かりやすく解説しています。
- ② さまざまな世代や立場の情報リテラシー啓発に対応するよう作られています。
- ③ 学術的根拠のみならず、各インシデント項目について関係する法令にも触れ、トラブルを起こしてしまった場合の罰則や影響度等についても記載しています。

■ 情報リテラシー啓発のための羅針盤 参考スライド集（以下、「参考スライド集」）

【「参考スライド集」の特徴】



- ① 「本編」に記載されている各インシデント項目について知る、教えるための参考として利用できるスライドを掲載しています。
- ② 「本編」と「参考スライド集」をセットで利用することで、情報リテラシーの啓発講座を行うことが可能です。

【「本編」、「参考スライド集」インシデント項目一覧（3分類 37項目）】

I. 情報モラル

1. デマ・フェイクニュースを発信すること
2. 炎上させること
3. ネット依存
4. 健康被害
5. 誹謗中傷
6. 不適切投稿
7. ネットいじめ・ハラスメント
8. 犯罪予告
9. 著作権侵害
10. 肖像権侵害
11. プライバシー権侵害
12. ネット選挙運動違反
13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害
14. SNS等に起因する犯罪被害
15. リベンジポルノ
16. 児童ポルノの製造、所持、頒布
17. 違法・有害コンテンツ
18. チート行為
19. 不必要な位置情報の付与
20. SNS公開範囲設定の誤り
21. フィルタリングやペアレンタルコントロール（OSの機能制限等）の未利用
22. ながらスマホ（歩きスマホ・運転中のながらスマホ等）

II. 情報セキュリティ

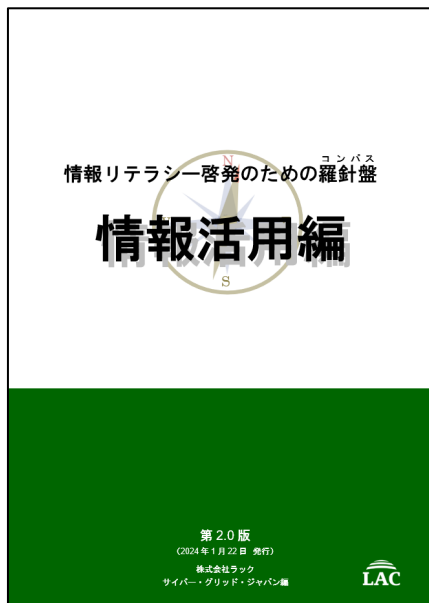
23. 偽警告
24. 不正アクセス
25. フィッシング
26. ウイルス（マルウェア）作成・提供・保管
27. ウイルス（マルウェア）感染
28. 情報漏えい（機密情報・個人情報等）
29. OSやアプリの未更新
30. 不十分なID/パスワードの取り扱い
31. 機器の紛失・破損
19. 不必要な位置情報の付与
20. SNS公開範囲設定の誤り
21. フィルタリングやペアレンタルコントロール（OSの機能制限等）の未利用
22. ながらスマホ（歩きスマホ・運転中のながらスマホ等）

III. 消費者トラブル

32. 迷惑メール
33. 有害広告
34. 架空請求・不正請求
35. 高額課金
36. 情報商材
37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル（インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル）

※2023年2月28日時点。インシデント項目については継続して見直しを実施しています。

■ 情報リテラシー啓発のための羅針盤 情報活用編（以下、「情報活用編」）



【「情報活用編」の特徴】

- ① 情報の光の側面から ICT や情報メディアの活用シーンについて 6分類 26項目で整理し、実際の活用例の中で知っておくべき内容や啓発すべき内容について記載しています。
- ② 様々な世代や立場の情報活用に対応するように作られています。
- ③ 「本編」と「情報活用編」は連携して使用することが可能となっており、ICT や情報メディアの活用の中で発生するトラブルについて該当する「本編」のインシデント項目を閲覧することで、啓発を行う際に必要となる内容や注意すべき事項等を知ることができます。

【「情報活用編」項目一覧（6分類 26項目）】

I. 始める（基本操作）

1. 電子メール（E-mail）を受け取る・送る
2. 写真や動画を撮る・編集する
3. オンライン通話（ボイスチャット）をする
4. 検索をする
5. Wi-Fi を利用する

II. 情報を発信・共有する

6. SNS（Social Networking Service）を利用する
7. 動画を視聴する・配信する
8. GPS（Global Positioning System：全地球測位システム）を使ったサービスを利用する

III. 遊ぶ

9. ゲームをする
10. 電子書籍を読む
11. イラストを描く・音楽を作る・小説を書く

IV. 学ぶ・働く

12. オンライン学習をする
13. プログラミングをする
14. テレワークをする
15. 業務アプリ（文書作成、表計算、プレゼンテーション支援等）を使う
16. グループウェアを利用する

V. 売る・買う

17. ネット通販を利用する
18. オンライン売買仲介サービスを利用する
19. 電子決済をする
20. 暗号資産（仮想通貨）を使う
21. インターネット広告を利用する

VI. ICTをもっと活用する

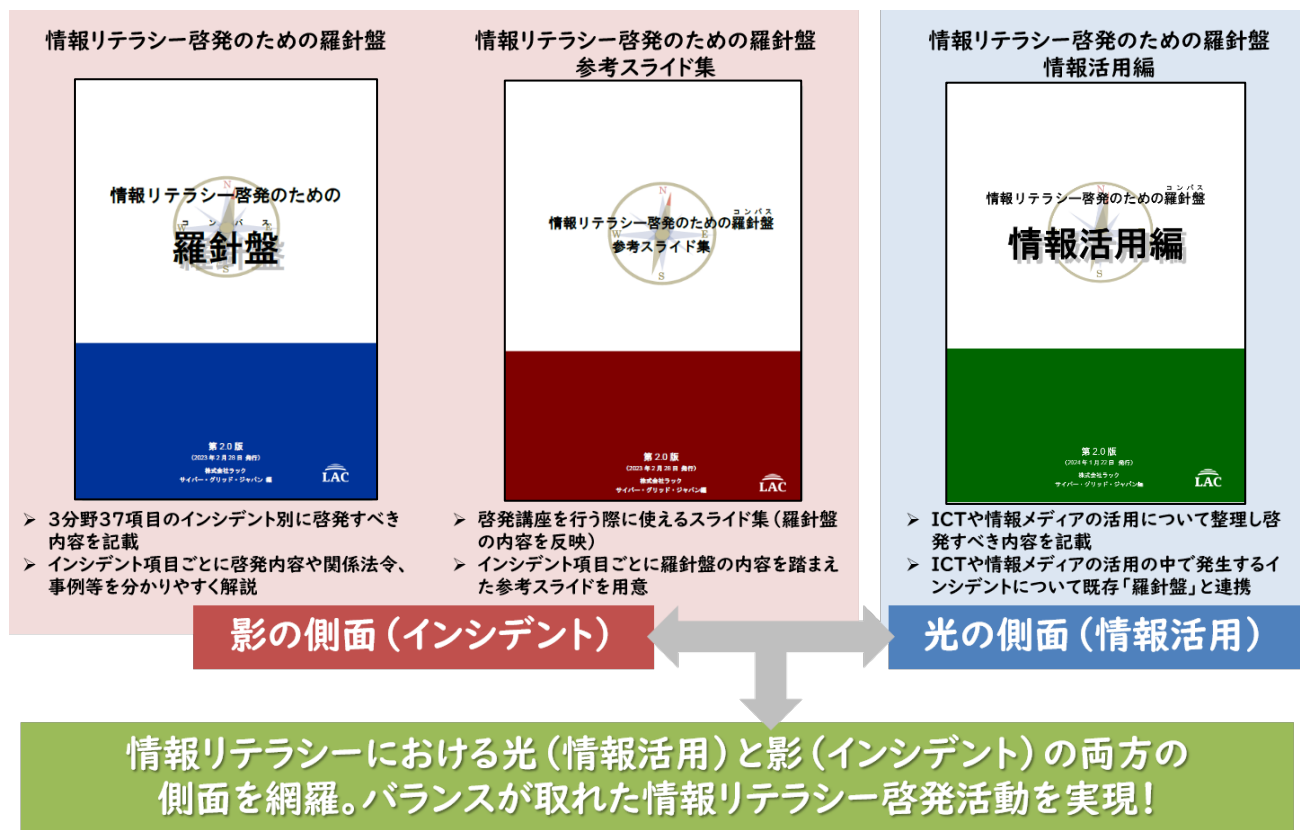
22. スマート家電を使う
23. スマートウォッチを使う
24. フィルタリングやペアレンタルコントロール（OSの機能制限）を使う
25. 便利なアプリ（電卓、翻訳、レコーダー等）を使う
26. AI（Artificial Intelligence）を活用する

※2024年1月22日時点。項目については継続して見直しを実施しています。

■ 「本編」・「参考スライド集」と「情報活用編」の関係

「本編」・「参考スライド集」はトラブル（インシデント）に基づいたICTにおける影の側面を中心にまとめたものとなっています。今後より一層、情報活用能力の育成が図られる中で、ICTの活用といった光の側面についてもバランスよく啓発を行っていく必要があり、「情報活用編」はICTの光の側面を中心にまとめたものとなっています。ICTを活用していく中で発生するインシデントを網羅・整理した「本編」・「参考スライド集」と、「情報活用編」を組み合わせることで、情報リテラシーにおける光（情報活用）と影（インシデント）の両側面についてバランスよく啓発を行い、また自ら学ぶことが可能となっています。

【イメージ図】



第2章

第3章

本ガイドは、これらの特徴をもった3つの「羅針盤」をどのように使えばよいのか、具体的な使い方の実践例や事例等について解説を行っています。さまざまな場面で「羅針盤」を利用する際の参考として、是非、本ガイドをご活用ください。

第3章 「羅針盤」はどんな人を対象にしているの？

「羅針盤」は、

地域社会や会社、学校等において、情報リテラシーを啓発・教育する講師やファシリテーター、先生、保護者の他、情報リテラシーについて主体的に学びたい方

を対象に作られています。具体的な使い方はこの後の章で記載しています。

第4章 「羅針盤」はどうやって使えばよいの？(講座の組み立て方や使い方)

ここからはさまざまな場面で「羅針盤」を利用する際の使い方の一例についてご紹介します。それぞれの使い方に関する具体的な実践例は「第5章 「羅針盤」を使った利用実践例」も参考にしてください。

4-1. 啓発講座を実施するために「羅針盤」を使う

「本編」・「参考スライド集」は、世代や立場にあった啓発講座を組み立てる材料として利用することを目的として制作されています。啓発講座を実施する際は以下のSTEP(例)に沿って「本編」・「参考スライド集」の内容を確認し、啓発講座を組み立てる際に「羅針盤」を是非ご活用ください。なお、受講生のメディア環境やインシデント内容の変化に伴い、啓発講座や勉強会の内容も常に変化をしていきます。後述の「4-2. ネットトラブルへの対策を知るために「羅針盤」を使う」、「4-3. ICTや情報メディアをもっと活用するために「羅針盤」を使う」の使い方も組み合わせつつ、講座を実施する以外にも、周りとの情報交換を行ったり、新しい知識を取り入れたりすることが大切です。

■ 啓発講座を実施する際のSTEP(例)

【STEP1：講座対象の特徴を確認する】

① 参照ページ

- ・ 「本編」：P.1 - 6 「3. 本書の概要(サマリ)」内、
 - 《各属性の特徴：子供》《各属性の特徴：大人》

② 本STEPの内容

- ・ 「本編」の中では講座の対象となる世代や立場の特徴が《各属性の特徴：子供(未就学児～大学生)》、《各属性の特徴：大人(成人(一般・特に高齢者等)、保護者、教育関係者)》別に記載され、整理されています。まずは「本編」を参照し、講座の対象となる世代や立場の特徴(主な使用デバイスやデバイスの利用目的、コミュニケーションの範囲等)を確認しましょう。



【STEP2：テーマに沿ったトラブル(インシデント項目)をピックアップする】

① 参照ページ

- ・ 「本編」：P.1 - 6 「3. 本書の概要(サマリ)」内、
 - 《インシデント項目の概要(サマリ)》

② 本STEPの内容

- ・ 「本編」ではネットを使う中で発生しうるトラブル等の事象(インシデント項目)が3分類(「情報モラル」「情報セキュリティ」「消費者トラブル」)37項目で一覧化されています。各

インシデントの概要やインシデントの影響範囲、関係する法令や罰則の有無等も記載されていますので、まずは一覧を確認して、講座を行う際に必要となるインシデント項目をピックアップしましょう。



【STEP3：講座の目標を設定し、具体的な講座の内容について決める】

① 参照ページ

- ・ **「本編」**：P.7 - 89 「4. インシデント項目」内、
 - 「4-1. 情報モラル」
 - 「4-2. 情報セキュリティ」
 - 「4-3. 消費者トラブル」
- ・ **「参考スライド集」**：P.1 - 56
 - 「1. 情報モラル」
 - 「2. 情報セキュリティ」
 - 「3. 消費者トラブル」

② 本STEPの内容

- ・ **「本編」**の各インシデント項目では各属性（世代・立場ごと）の啓発目標や具体的な啓発の内容、主な関連法令や罰則、参考事例（相談窓口等）が記載されています。STEP2でピックアップしたインシデント項目について、講座を通じて伝えたいことや伝えなければいけないことを、該当する**「本編」**の記載を参考にしながら講座として組み立ててみましょう。なお、**「参考スライド集」**では**「本編」**に記載されている具体的な啓発内容を講座で説明する際に参考となるスライドイメージをご用意していますので、講座で利用するスライドについてもピックアップを行いましょう。
- ・ **講座を組み立てる際に考慮すべき事項の例**
 1. 講座の対象と目的
 2. 講座の時間
 3. 講座で説明するインシデントと説明用のスライド
 4. インシデントに対する対策や予防法
 5. 講座終了後に自主学習を行う際の情報等
 6. その他、講座の環境等（対面で実施、オンラインでの実施、対面・オンライン組み合わせの実施等）
- ・ **具体的な講座の組み立ての例**
 1. STEP2でピックアップした各インシデント項目内（**「本編」**）の「B）啓発目標」の【各属性において目指すレベル】を参照し、講座の対象となる属性のレベル（レベル1～5）に応じた【啓発目標】についてまずは確認しましょう。
 2. 各インシデント項目（**「本編」**）内の「C）啓発すべき内容」と「D）啓発時、属性により注意すべき事項」を参照し、講座のシナリオを考えましょう。

3. インシデントが発生した際に関係する法令や罰則等があれば、各インシデント項目（**「本編」**）内の「E）主な関係法令や罰則」についても触れましょう。
4. インシデントを説明する際に事例や統計データ、相談窓口等を紹介したい場合やインシデントの影響や重大性をイメージする助けとなるように、各インシデント項目（**「本編」**）内の「F）参考事例」についても確認してみましょう。
5. 各インシデントについてスライドを用いて講座を行いたい場合は、**「参考スライド集」**から講座に必要なスライドをピックアップしましょう。



【STEP4：講座を実施する】

① 参照ページ

- ・ **「本編」**：P.7 - 89 「4. インシデント項目」内、
 - 「4-1. 情報モラル」
 - 「4-2. 情報セキュリティ」
 - 「4-3. 消費者トラブル」
- ・ **「参考スライド集」**：P.1 - 56
 - 「1. 情報モラル」
 - 「2. 情報セキュリティ」
 - 「3. 消費者トラブル」

② 本STEPの内容

- ・ STEP1～3 で組み立てた講座内容を元に、実際に講座を実施してみましょう。講座を実施する際は属性（世代や立場）に応じて特に啓発しなければならない事項等もありますので、その際は**「本編」**の各インシデント項目に記載されている「D）啓発時、属性により注意すべき事項」を参考にしてください。また、具体的な事例等を用いるとよりインシデントをイメージしやすくなりますので、**「本編」**の「F）参考事例」に記載している事例や統計データ、相談窓口等を講座の中でご利用ください。



【STEP5：参考となる**「本編」**のインシデント項目や**「情報活用編」**の活用例を紹介する】

① 参照ページ

- ・ **「本編」**：P.7 - 89 「4. インシデント項目」内、
 - 「4-1. 情報モラル」
 - 「4-2. 情報セキュリティ」
 - 「4-3. 消費者トラブル」
- ・ **「情報活用編」**：P.13 - 111 「4. 項目」内、
 - 「4-1. 始める（基本操作）」

- 「4-2. 情報を発信・共有する」
- 「4-3. 遊ぶ」
- 「4-4. 学ぶ・働く」
- 「4-5. 売る・買う」
- 「4-6. ICTをもっと活用する」

② 本 STEP の内容

- ・ 講座を実施した後、講座の内容の理解をより深めるために羅針盤「本編」、「情報活用編」を、受講された方にご紹介ください。講座で伝えきれなかったことや、講座後に受講者自らが主体的に情報リテラシーについて学ぶ際に羅針盤「本編」の各インシデント項目や「情報活用編」の活用例が役立ちます。「本編」・「参考スライド集」・「情報活用編」は以下よりダウンロードすることが可能です。
- ・ LAC WATCH「法改正や GIGA スクール構想に対応した、「情報リテラシー啓発のための羅針盤（コンパス）」第 2.0 版を公開」 ※株式会社 LAC ホームページ内 URL : https://www.lac.co.jp/lacwatch/media/20230228_003293.html

4-2. ネットトラブルへの対策を知るために「羅針盤」を使う

「ネットに関するトラブル（インシデント）に遭遇した」、「ネットに関するトラブル（インシデント）を未然に防ぎたいがどのような対策をとればよいのか知りたい」といった、情報リテラシーについて知りたい・学びたいときにも「羅針盤」はご利用いただけます。例えば、以下のような方法で「羅針盤」を試してみましょう。

■ ネットトラブルへの対策を知る際の STEP（例）

【STEP1：「本編」の目次から該当するネットトラブル（インシデント項目）を見つける】

① 参照ページ

- ・ 「本編」：
 - 目次

② 本 STEP の内容

- ・ 「本編」の目次から該当するトラブル（インシデント項目）、あるいは類似のトラブル（インシデント項目）を逆引きして探してみましょう。



【STEP2：該当するネットトラブル（インシデント項目）の内容を確認する】

① 参照ページ

- ・ **「本編」**：P7 - 89 「4. インシデント項目」内、
 - 「4-1. 情報モラル」
 - 「4-2. 情報セキュリティ」
 - 「4-3. 消費者トラブル」

② 本STEPの内容

- ・ STEP1で逆引きした**「本編」**のインシデント項目の該当ページの内容を確認してみましょう。各インシデント項目の「C) 啓発すべき内容」では、【基本情報】内で該当するインシデントの影響範囲の広さや被害者・加害者になる可能性、リスクの段階（リスク認知の必要性、リスク評価の必要性、リスク対策の必要性）について記載されています。また、【啓発の内容】には該当インシデントを防ぐためには何を注意すべきか、どのように対策をすればよいかが記載されていますので、ネットトラブルを防ぐための参考となる情報を知ることができます。
- ・ ネットトラブルの具体的な事例や相談窓口等の情報については、主に**「本編」**の「F) 参考事例」に記載されていますので、参考にしてください。

4-3. ICT や情報メディアをもっと活用するために「羅針盤」を使う

「ICT や情報メディアの使い方を知りたい」、「ICT や情報メディアを実際に使う上での注意ポイントを理解したい」ときにも「羅針盤」はご利用いただけます。例えば、以下のような方法で「羅針盤」を使ってみましょう。

■ ICT や情報メディアの活用方法について知るSTEP（例）

【STEP1：「情報活用編」目次から身に付けたいICTや情報メディアの使い方を見つける】

① 参照ページ

- ・ **「情報活用編」**：
 - 目次

② 本STEPの内容

- ・ **「情報活用編」**の目次から該当するICTや情報メディアの使い方を逆引きして探してみましょう。



【STEP2：該当する項目の内容を確認する】

① 参照ページ

- ・ **「情報活用編」**：P.13 - 111 「4. 項目」内、
 - 「4-1. 始める（基本操作）」
 - 「4-2. 情報を発信・共有する」

- 「4-3. 遊ぶ」
- 「4-4. 学ぶ・働く」
- 「4-5. 売る・買う」
- 「4-6. ICTをもっと活用する」
- ・ (必要に応じ) **「本編」**: P.7 - 89 「4. インシデント項目」内、
 - 「4-1. 情報モラル」
 - 「4-2. 情報セキュリティ」
 - 「4-3. 消費者トラブル」

② 本STEPの内容

- ・ STEP1で逆引きした**「情報活用編」**の項目の該当ページの内容を確認してみましょう。各項目の「C) 啓発すべき内容」では、具体的な活用例の中での注意ポイント毎に、【啓発の具体的な内容】内ではICTや情報メディアを活用する上で知っておくべき内容を記載していますので、情報活用を行う際の参考となります。
- ・ また、「C) 啓発すべき内容」では、情報活用する際のトラブルについて**「本編」**における【関連するインシデント】についても記載していますので、ネットトラブル(インシデント)の内容についてより詳しく知りたいときは、該当する**「本編」**のインシデント項目を閲覧することで、注意すべき事項等を参照、知ることができます。
- ・ 情報活用する際の具体的な事例等の情報については、主に**「情報活用編」**の「D) 参考事例」に記載されていますので、参考にしてください。

第5章 「羅針盤」を使った利用実践例

次ページ以降では、「第4章 「羅針盤」はどうやって使えばよいの？（講座の組み立て方や使い方）」で紹介した使い方について具体的な講座や利用の実践例を記載しています。それぞれの実践例は、基本的に以下のような構成で記載されています。

A) 概要

実践例の概要

B) 目的

本実践例を行う目的や学習目標等

C) 対象等

本実践例の対象や、講座等の場合は想定している時間等

D) 具体的な実践例

本実践例を実施する際の具体的な内容や、講座の場合はその流れについて記載しています。また、関連する「**本編**」・「**参考スライド集**」のインシデント項目や参考スライド、「**情報活用編**」の項目について記載しています。実践例によっては、自身で学んだりする際に必要となる情報についても記載しています。

5-1. 啓発講座を実施する

「羅針盤」を使って情報リテラシーに関する啓発講座を開いてみましょう。

啓発講座の内容の例

ここでは、以下4つの内容をもとに啓発講座を行いたいと考えたという設定で企画の立て方や実践例について紹介します。

- 5-1-① 情報モラルの基礎について教える
- 5-1-② SNSの使い方について教える
- 5-1-③ ウイルス対策について教える
- 5-1-④ インターネットで売買するときの注意点について教える

■ 5-1-① 情報モラルの基礎について教える

A) 概要

情報モラルの基礎について啓発講座を行う際に、「羅針盤」をどのように使えばよいか、参考例を記載しています。

B) 目的

本実践例は、インターネットにおける様々なトラブル（例：デマ・フェイクニュース、炎上、不適投稿等）を知ること、情報モラルの基礎について理解することを目的としています。

C) 対象等

【講座の対象】

- ・ 低年齢を中心としたインターネットやスマホ利用初心者（「本編」での属性：小学生、中学生）

【講座の時間（目安）】

- ・ 45分

D) 具体的な実践例

【講座の流れ】

項番	時間	内容
①	5分	・ 講座の内容や目標を伝え、インターネットをどのように使っているかを考える（ワークシート、発表等）。
②	5分	・ インターネットにはどのようなトラブルがあるかを考える（ワークシート、発表等）。
③	30分	・ インターネット利用におけるトラブル（インシデント）について「本編」・「参考スライド集」からピックアップし解説する。
④	5分	・ 講座で学んだことをまとめる（ワークシート、発表等）。

【講座の具体的な内容】

- ① 【5分】 講座の内容や目標を伝え、インターネットをどのように使っているかを考える（ワークシート、発表等）。
- ・ 本ガイドの「4-1.啓発講座を実施するために「羅針盤」を使う」のSTEP1～3で計画を立てた内容を元に、講座の内容と目標（ネットにおける様々なトラブル（例：デマ・フェイクニュース、炎上、不適切投稿等）を知ること、情報モラルの基礎について理解する）について受講者に伝えましょう。
 - ・ ワークシートを使ったり、発表してもらったりして、普段、インターネットをどのように使っているかを受講者に考えてもらい、インターネットの利用についてイメージをしてもらいましょう。

② 【5分】 インターネットにはどのようなトラブルがあるかを考える。

- ・ ワークシートを使ったり、発表してもらったりして、インターネットにはどのようなトラブルがあるかを受講者に考えてもらい、身近な事例を出し合い、共有しながらインターネットにおけるトラブルについてイメージしてもらいましょう。

③ 【30分】 インターネット利用におけるトラブル（インシデント）について「本編」・「参考スライド集」からピックアップし解説する。

- ・ インターネットにおけるトラブルについてより理解を深めてもらうために、「本編」からインターネット利用に関連するインシデント項目をピックアップし、「参考スライド集」のスライドを参考にしながら、解説を行いましょう。
- ・ 例えば、「本編」の以下の項目の「C) 啓発すべき内容」を中心に、受講者にインターネットにおける様々なトラブルと対策について説明することができます。
 - P.10 インシデント項目 1 デマ・フェイクニュースを発信すること
 - P.12 インシデント項目 2 炎上させること
 - P.22 インシデント項目 6 不適切投稿
 - P.24 インシデント項目 7 ネットいじめ・ハラスメント
 - P.44 インシデント項目 17 違法・有害コンテンツ

応用：講座の時間に余裕がある場合は、以下の項目についても説明しましょう。

- P.54 インシデント項目 22 ながらスマホ（歩きスマホ・運転中のながらスマホ等）

また、「参考スライド集」の以下のスライドが、講座を行う際に投影・配布する際のスライドの参考となります。

- P.3 上下、P.4 上 インシデント項目 1 デマ・フェイクニュースを発信すること

➤ P.5 上下、P.7 上 インシデント項目 2 炎上させること

「炎上」について

「炎上」とは？
違法な行為や不当な行為をインターネットに投稿することで多数の怒りを買ひ、非難が集中・殺到すること。

例) SNSなどに投稿
自分の投稿内容に対して、非難が集中・殺到

炎上を与える影響

インターネットは誰でも自由に使えて、自由に投稿できる「公共の場所」

- 色々な考え方の人がいるので、中には不快に思う人もいる
- インターネットに一度投稿された情報は完全に消し去ることは困難
- 「匿名」で投稿しても、投稿者の特定作業が行われ、インターネット上に個人情報晒される危険がある

一度炎上すると、将来にわたって影響が生じる可能性がある

家族 仕事 信頼

炎上させないために必要なこと

対策

- 投稿する前に、読む相手や内容をよく見直す。
 - 人を傷つける内容ではないか
 - インターネットの大きさ、広がりや理解しているか
 - 法律に触れたり、機密情報に関する内容ではないか
 - 情報管理がしっかりできているか
- 顔や名前を出しても言える内容を投稿する。

しっかり確認!

➤ P.13 上下 インシデント項目 6 不適切投稿

「不適切投稿」について

「不適切投稿」とは？
違法な行為や不当な行為等の不適切な書き込みや不適切な行為を撮影した写真や動画をSNS等に投稿すること。

「インターネットの特徴と「不適切投稿」」
インターネットは誰でも自由に使えて、自由に投稿できる「公共の場所」

- ルールやマナーを守ることが大切
- ある人にとっては不快な「投稿」＝「不適切投稿」になる

インターネットに投稿された情報 → 完全に消去することは困難

過去に投稿した「不適切投稿」が将来にわたって影響を及ぼす

家族 仕事 信頼

不適切な投稿とその影響

許可のない撮影・投稿 映り込み	肖像権・著作権侵害 住居侵入罪	訴訟等に発展 する恐れ
いじめ・いやがらせ・ からかい	人権侵害 ハラスメント	逮捕・慰謝料 の恐れ
悪ふざけ・不適切画像	業務妨害罪 ネットの炎上	逮捕・損害賠償 の恐れ
児童ポルノ(裸の写真) リベンジポルノ	犯罪被害・加害 デジタルタトゥー	一生被害者・加 害者となる恐れ
位置情報・撮影場所の 特定	個人情報の特定 知らない人からの誘引	犯罪被害に 発展する恐れ (強盗・ストーカー)

➤ P.14 上、P.15 上 インシデント項目 7 ネットいじめ・ハラスメント

いじめ・ハラスメントは人権侵害

いじめ ネットいじめ
暴力行為、誹謗中傷の書き込み、個人情報やプライバシー情報の書き込み等

ハラスメント
セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント、ソーシャルハラスメント等

全部、人権侵害です!

ネットいじめ～気をつけたい言葉の使い方～

なんて	なんてくるの	どうして来るの？
大丈夫	まだ食べれる？ 大丈夫	もういらない まだ食べられる
ガンバレ	ガンバレよ	もっと頑張ってやれ! 応援してるから頑張って
ヤバい	あの人、ヤバい	あの人、堂 あの人、凄
～ない	かわいくない	かわいいと思わない! かわいいと思わない？

言葉だけで伝えるのはとても難しいので、間違っても伝わらないか必ず確認してからメッセージを送りましょう

➤ P.32 上下 インシデント項目 17 違法・有害コンテンツ

違法・有害コンテンツに触れるリスク

インターネット上では誰でも情報を発信可能なので、違法・有害コンテンツに利用者がアクセスするリスクがある

暴力 自殺 薬物・犯罪 児童ポルノ/アダルト情報 違法にアップロードされたもの

- 犯罪誘引の起因となるリスク
- 犯罪に巻き込まれるリスク(被害・加害ともに)
- 成長段階にそぐわない刺激のあるコンテンツ閲覧によるリスク

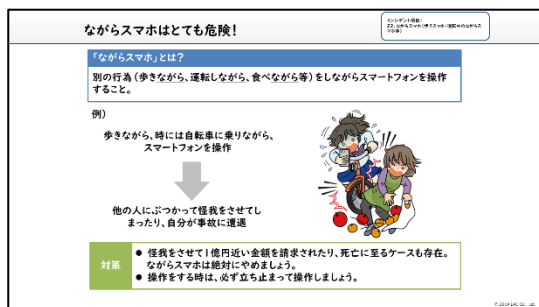
違法・有害コンテンツの閲覧を防ぐには

フィルタリングをかけよう
フィルタリングとは、インターネットのウェブページやアプリを一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等を自動的に排除する機能です。インターネットを利用していると、ウイルスが仕込まれたサイト、犯罪や薬物に関する情報、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的でドロテスな表現など、通常ではなるべく見たくもない情報に遭遇することがあります。フィルタリングを利用すれば、このような情報に接することを概ね防ぐことができます。

ペアレンタルコントロールを設定しよう
● 動画投稿サイトの閲覧制限
● スマートフォンやゲーム機の機能制限
● デジタルコンテンツ配信サービスのレーティング設定 等

正しい使い方を確認しよう(利用規約を読む)
● 合法的サービスも使い方を誤れば有害なコンテンツとなる。
● 利用規約や安全上の取組みを確認し、正しい使い方を理解してから利用する。

- **応用** P.38 上 インシデント項目 22 ながらスマホ（歩きスマホ・運転中のながらスマホ等）



「本編」・「参考スライド集」 を組み合わせた解説の例

- (ア) インシデント項目 6 不適切投稿 の「参考スライド集」を基に、インターネットの特徴（インターネットは誰でも自由に使える、自由に投稿できる「公共の場所」等）と不適切投稿の概要について説明します。併せて「本編」の「C) 啓発すべき内容」の【基本情報】から、不適切投稿を行うことによる影響範囲の広さや、利用者自身が加害者・被害者の両方になる可能性があること、リスクの段階（②リスクの評価：リスクを認知した上で、リスクを正しく評価することでインシデントを防げるもの）について説明します。
- (イ) インシデント項目 2 炎上させること の「参考スライド集」を基に、不適切投稿から炎上につながる流れとその影響について説明します。また、「本編」の「F) 参考事例」に記載の事例について紹介します。
- (ウ) 上記以外のインターネットにおける様々なトラブル（インシデント）として、インシデント項目 1 デマ・フェイクニュースを発信すること、インシデント項目 7 ネットいじめ・ハラスメント（ネットいじめのみ）、インシデント項目 17 違法・有害コンテンツについて、「参考スライド集」を基に、その概要と対策について紹介します。

④ 【5分】 講座で学んだことをまとめる（ワークシート、発表等）。

- ・ ワークシートを使ったり、発表してもらったりして、インターネットでトラブルに遭わないために、今後、どのようなことに気を付けていくかを受講者にまとめてもらい共有しましょう。
- ・ 講座の中で伝えきれなかったトラブル（インシデント）等についても触れ、講座受講後の参考として、「本編」・「参考スライド集」・「情報活用編」をご紹介ください。

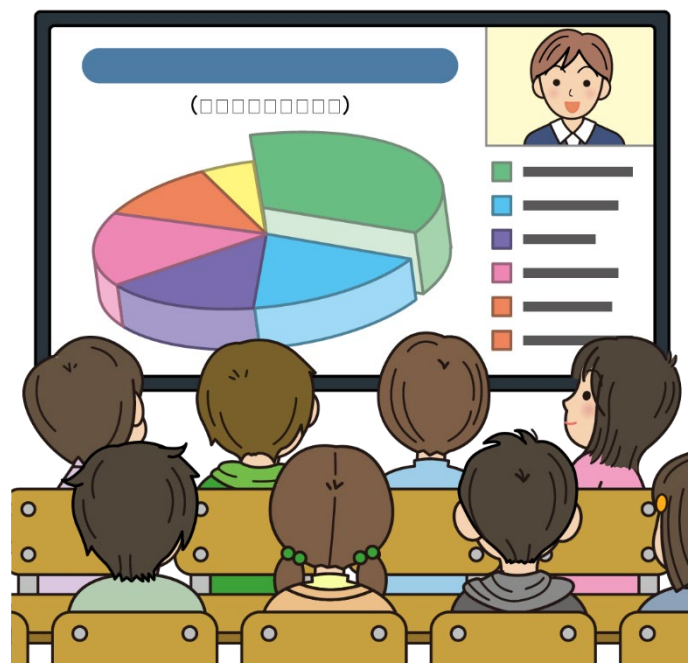
【ワークシート例】

インターネットにおける様々なトラブルについて理解する

① 普段、どんなときにインターネットを使っているか、以下に書き出してみましょう。

② インターネットのトラブルにはどのようなものがあるか、以下に書き出してみましょう。

③ インターネットのトラブルに遭わないために、今後、どのようなことに気を付けるか以下に書き出してみましょう。



■ 5-1-② SNS の使い方について教える

A) 概要

SNS の使い方について啓発講座を行う際に、「羅針盤」をどのように使えばよいか、参考例を記載しています。

B) 目的

本実践例は、SNS の使い方と発生するトラブルについて知ること、SNS を利用する上での基本的な知識を身に付けることを目的としています。

C) 対象等

【講座の対象】

- ・ SNS をこれから利用する方（**「本編」**での属性：中学生、高校生、成人（特に高齢者等））

【講座の時間（目安）】

- ・ 50分

D) 具体的な実践例

【講座の流れ】

項番	時間	内容
①	5分	・ 講座の内容や目標を伝え、普段、SNS をどのように使っているかを考える（ワークシート、発表等）。
②	5分	・ SNS にはどのようなトラブルがあるかを考える（ワークシート、発表等）。
③	35分	・ 「情報活用編」 の活用例を基に、SNS 利用におけるトラブル（インシデント）について 「本編」 ・ 「参考スライド集」 からピックアップし解説する。
④	5分	・ 講座で学んだことをまとめる（ワークシート、発表等）。

【講座の具体的な内容】

- ① **【5分】** 講座の内容や目標を伝え、普段、SNS をどのように使っているかを考える（ワークシート、発表等）。
 - ・ 本ガイドの「4-1.啓発講座を実施するために「羅針盤」を使う」のSTEP1～3で計画を立てた内容を元に、講座の内容と目標（SNS の使い方と SNS で発生するトラブルについて知ること、SNS を利用する上での基本的な知識を身に付ける）について受講者に伝えましょう。
 - ・ ワークシートを使ったり、発表してもらったりして、普段、SNS をどのように使っているかを受講者に考えてもらい、SNS の利用についてイメージをしてもらいましょう。
- ② **【5分】** SNS にはどのようなトラブルがあるかを考える（ワークシート、発表等）。
 - ・ ワークシートを使ったり、発表してもらったりして、SNS にはどのようなトラブルがある

かを受講者に考えてもらい、身近な事例を出し合い、共有しながら SNS におけるトラブルについてイメージしてもらいましょう。

- ③ 【30分】「**情報活用編**」の【**活用例**】を基に、SNS 利用におけるトラブル（インシデント）について「**本編**」・「**参考スライド集**」からピックアップし解説する。
- ・ SNS におけるトラブルについてより理解を深めてもらうために、「**情報活用編**」に記載の SNS の活用例を基に、「**本編**」から SNS 利用に関連するインシデント項目をピックアップし、「**参考スライド集**」のスライドを参考にしながら、解説を行いましょう。
 - ・ 例えば、「**情報活用編**」及び「**本編**」の以下の項目の「**C) 啓発すべき内容**」を中心に、受講者に SNS 利用におけるトラブルと対策について説明することができます。なお、インシデント項目が多く絞り込めない場合は、「**本編**」の「**C) 啓発すべき内容**」【**基本情報**】を参照し、影響範囲の広いものは特に大きなトラブルにつながるリスクが高いため、優先的に講座に組み込みましょう。

「情報活用編」

- P.32 項目 6 SNS (Social Networking Service) を利用する
「B) 活用方法と注意のポイント」【活用例】

B) 活用方法と注意のポイント等	
【活用例】	
① SNS を起動する。	ポイント 1
② 他人の投稿を閲覧する。	ポイント 2
③ SNS で投稿・反応する。	
(1) 自分のコメントや写真等を投稿する。	ポイント 3
(2) 他のユーザーをフォローする（フォローを解除する）。	ポイント 4
(3) 他のユーザーの投稿に反応する（いいね、お気に入り等）。	ポイント 5
(4) 他のユーザーの投稿にコメントする。	ポイント 6
(5) 他のユーザーの投稿や Web の記事等を引用、拡散する。	ポイント 7
(6) 他のユーザーにダイレクトメッセージを送る。	ポイント 8
④ SNS を終了する。	

「本編」

- P.12 インシデント項目 2 炎上させること
- P.18 インシデント項目 5 誹謗中傷
- P.22 インシデント項目 6 不適切投稿
- P.28 インシデント項目 9 著作権侵害
- P.30 インシデント項目 10 肖像権侵害
- P.38 インシデント項目 14 SNS 等に起因する犯罪被害
- P.52 インシデント項目 21 フィルタリングやペアレンタルコントロール（OS の機能

制限等)の未利用

応用：講座の時間に余裕がある場合は、以下の項目についても説明しましょう。

➤ P.50 インシデント項目 20 SNS 公開設定の誤り

また、「参考スライド集」の以下のスライドが、講座を行う際に投影・配布する際のスライドの参考となります。

➤ P.5 上下、P.6 下、P.7 上インシデント項目 2 炎上させること

「炎上」について

「炎上」とは？
違法な行為や不適切な行為をインターネットに投稿することで多数の怒りを買ひ、非難が集中・殺到すること。

例) SNSなどに投稿

自分の投稿内容に対して、非難が集中・殺到

炎上を与える影響

インターネットは誰でも自由に使えて、自由に投稿できる「公共の場所」

- 色々な考え方の人がいるので、中には不快に思う人もいる

インターネットに一度投稿された情報は完全に消し去ることは困難

「匿名」で投稿しても、投稿者の特定作業が行われ、インターネット上に個人情報が晒される危険がある

一度炎上すると、将来にわたって影響が生じる可能性がある

家族 仕事 信頼

言葉による伝え合いの質を高めるには？

《コミュニケーションにとって大切な4つの要素》

正確さ	互いにこと必要な情報を誤りなくかつ過不足なく伝え合うこと	フェイクニュース
分かりやすさ	互いが十分に情報を理解できるように、表現を工夫して伝え合うこと	ミスコミュニケーション(誤解)
ふさわしさ	場面や状況、相手の気持ちに配慮した話題や言葉遣い、適切な手段・媒体を通じて伝え合うこと	不適切投稿・炎上
敬意と親しさ	伝え合う者同士が近づき過ぎず、遠ざかり過ぎず、互いに心地良い距離をとりながら伝え合うこと	誹謗中傷

文化審議会分科会「分かり合うための言語コミュニケーション(報告)」平成30年3月

炎上させないために必要なこと

対策

- 投稿する前に、読む相手や内容をよく見直す。
 - 人を傷つける内容ではないか
 - インターネットの大きさ、広がりや理解しているか
 - 法律に触れたり、機密情報に関係する内容ではないか
 - 情報管理がしっかりできているか
- 顔や名前を出しても言える内容を投稿する。

しっかり確認!

➤ P.11 上下、P.12 上 インシデント項目 5 誹謗中傷

「誹謗中傷」について

「誹謗中傷」とは？
事実でないこと等を理由にして、悪口などの手段で相手の人格や名誉をおとしめたり傷つけたりする行為のこと。

《インターネットの特徴と「誹謗中傷」》

インターネットは誰でも自由に使えて、自由に投稿できる「公共の場所」

- ルールやマナーを守ることが大切
- 匿名性が高いため安易に情報発信しやすいが、インターネットの向こう側にいるのは生身の人間

「個人が情報を発信する」とはどういうこと？

インターネットは個人が自由に情報発信できるツール

発信された情報は、「多くの人に見られる」という自覚と責任

誤った情報、迷惑をかける情報を発信した場合は責任を問われる

人々を傷つけたり、法律に触れるような内容ではないか
機密情報に関係するような内容ではないか

ネットの大きさ、広がりや理解しているか
情報管理がしっかりできているか

ネットに一度投稿された情報は、完全に消し去ることができない

誹謗中傷に問われる可能性がある行動

SNSの他人の中傷を引用、拡散すること

著名人への度を越えた侮辱

侮辱的なタグ付け

2022年7月から侮辱罪の厳罰化改正刑罰法施行
「1年以下の懲役もしくは禁錮、30万円以下の罰金」が刑罰に追加

対策

- トラブルに巻き込まれたり、見かけた場合は、一人で悩んだり解決しようとしたりせず、身近な人に相談する。
- 専用の窓口を確認しておく。
- 消費者ホットライン(188)に相談する。

被害者にならないために

SNS等で知り合った人にはむやみに会わない

どうしても必要なときは、大人を同伴する

待ち合わせ場所は、交番の前や人通りの多いところ

SNS等で知り合った相手の車には絶対に乗らない

児童ポルノは会わなくても被害

相手の脅しに乗らない(相談する勇氣)

児童ポルノの被害は一生続く

➤ P.36 下、P.37 上 インシデント項目 21 フィルタリングやペアレンタルコントロール(OSの機能制限等)の未利用

フィルタリングで制限できるもの

フィルタリングとは、インターネットのウェブページやアプリを一定の基準で評価・判別し、違法・有害なウェブページ等を選択的に排除する機能です。インターネットを利用していると、ウイルスが仕込まれたサイト、犯罪や薬物に関する情報、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的でグロテスクな表現など、通常ではなるべく見たくない情報に遭遇することがあります。フィルタリングを利用すれば、このような情報に接することを概ね防ぐことができます。

制限がかかるもの		
不正コード配布	セキュリティ	不法・違法
薬物	自殺	出会い
結婚紹介	暴力・恐怖	アダルト
ギャンブル・宝くじ	飲酒・喫煙	コミュニケーション(一部)
高校生程度利用可能		
極端な主張	成人娯楽・オカルト	悪質・劇収入

フィルタリングは法律で決まっている

インターネットを利用していると、ウイルスが仕込まれたサイト、犯罪や薬物に関する情報、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的でグロテスクな表現など、通常ではなるべく見たくない情報に遭遇することがあります。フィルタリングを利用すれば、このような情報に接することを概ね防ぐことができます。

青少年インターネット環境整備法によるフィルタリングに関する規定(概要)

第15条 携帯電話会社は、青少年の場合には、フィルタリングを条件として、契約しなければならない。ただし、保護者が、子供の申込みを承諾した場合は、この限りでない。

第16条 携帯電話会社や販売店は、利用者が青少年の場合、フィルタリングを有効化しなければならない。ただし、保護者が、子供の申込みをした場合は、この限りでない。

第17条 インターネット接続事業者は、そのサービスとして、フィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスを提供しなければならない。

第18条 青少年が利用するインターネット接続機器を製造する事業者は、フィルタリングを組み込む等により利用を管理する機能を備えて、販売しなければならない。

第19条 OS事業者は、携帯電話会社や電話事業者のフィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービスの利用を容易にするように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。

➤ 応用 P.35 上 インシデント項目 20 SNS 公開設定の誤り

目頃から心がけたいこと

「SNS公開範囲設定の誤り」とは?

SNS上の情報をどこまで公開するか、正しく設定していないこと。

発信された情報は、サービスの利用者なら誰でも見れる状態に

プライバシー侵害 機密情報漏えい

対策

- 投稿内容の公開範囲を投稿前に確認する。
- ミスが発生した場合に備えて、日ごろからルールを設け、報告や相談ができる環境づくりに努める。

一度送信してしまったものは、なかったことにはできません。SNSは様々な人が使っているため、トラブル時は冷静かつ丁寧な対応を心がけましょう。

「情報活用編」・「本編」・「参考スライド集」を組み合わせた解説の例

- (ア) 「情報活用編」の項目 6 SNS (Social Networking Service) を利用する の「B) 使用方法と注意のポイント」【活用例】を基に、SNS の使い方の流れについて説明します。併せて SNS を使う際には、いくつか注意すべきポイントがあることを説明し、ポイント 3: 自分のコメントや写真等を投稿する。を例として挙げます。
- (イ) ポイント 3: 自分のコメントや写真等を投稿する。の【関連するインシデント(羅針盤(本編)参照)]を参照し、どのようなインシデント(トラブル)の可能性のあるか紹介します。
- (ウ) 上記【関連するインシデント(羅針盤(本編)参照)]で紹介したインシデントの中から、インシデント項目 2 炎上させること、インシデント項目 5 誹謗中傷、インシデント項目 6 不適切投稿、インシデント項目 10 肖像権侵害 について、「参考スライド集」を基に、その概要と対策について紹介します。
- (エ) また、「本編」の「E) 主な関係法令や罰則」から、それぞれのインシデントに関連す

る法律や、どのような罪状に問われる可能性があるのかを補足します。また、講座の内容を受講者により印象付けるため、「**本編**」の「**F** 参考事例」から具体例や統計データ等を紹介します。

(オ) SNS に限らず、ユーザーに情報を発信・共有するような相互のコミュニケーションがある情報メディアでは、同様のインシデントが起こり得る可能性があることを説明します。「**情報活用編**」の分類「**4-2. 情報を発信・共有する**」では、**項目 7 動画を視聴する・配信する** ことなどについても記載していますので、併せて講座の中で解説をしましょう。

④ **【5分】** 講座で学んだことをまとめる（ワークシート、発表等）。

- ・ ワークシートを使ったり、発表してもらったりして、SNS でトラブルに遭わないために、今後、どのようなことに気を付けていくかを受講者にまとめてもらい共有しましょう。
- ・ 講座の中で伝えきれなかったトラブル（インシデント）等についても触れ、講座受講後の参考として、「**本編**」・「**参考スライド集**」・「**情報活用編**」をご紹介ください。

【ワークシート例】

SNS における様々なトラブルについて理解する

① 普段、どのような SNS を利用しているか、以下に書き出してみましょう。

② 利用している SNS にはどんなトラブルがあるか、以下に書き出してみましょう。

③ SNS でのトラブルに遭わないために、今後、どのようなことに気を付けるか以下に書き出してみましょう。

■ 5-1-③ ウイルス対策について教える

A) 概要

ウイルス対策について啓発講座を行う際に、「羅針盤」をどのように使えばよいか、参考例を記載しています。

B) 目的

本実践例は、ウイルスとは何か、どのようなケースでウイルス感染してしまうのかについて知ること、自身のウイルス対策を考え、実施できるようになることを目的としています。

C) 対象等

【講座の対象】

- ・ ウイルスへの対策について知りたい方（**「本編」**での属性：大学・専門学生、成人（一般）、成人（特に高齢者等））

【講座の時間（目安）】

- ・ 30分

D) 具体的な実践例

【講座の流れ】

項番	時間	内容
①	5分	・ 講座の内容や目標を伝え、普段、どのような情報セキュリティ対策を行っているかを考える（発表等）。
②	20分	・ ウイルス（マルウェア）感染によるトラブル（インシデント）について 「本編」 ・ 「参考スライド集」 からピックアップし解説する。
③	5分	・ 講座で学んだことをまとめる（発表等）。

【講座の具体的な内容】

- ① **【5分】** 講座の内容や目標を伝え、普段、どのような情報セキュリティ対策を行っているかを考える（発表等）。
 - ・ 本ガイドの「4-1.啓発講座を実施するために「羅針盤」を使う」のSTEP1～3で計画を立てた内容を元に、講座の内容と目標（ウイルスとは何か、どのようなケースでウイルス感染してしまうのかについて知ること、自身のウイルス対策を考え、実施できるようになる）について受講者に伝えましょう。
 - ・ 普段、どのような情報セキュリティ対策を行っているかを受講者に考えてもらい、ウイルス対策についてイメージをしてもらいましょう。
- ② **【20分】** ウイルス（マルウェア）感染によるトラブル（インシデント）について**「本編」**・**「参考スライド集」**からピックアップし解説する。

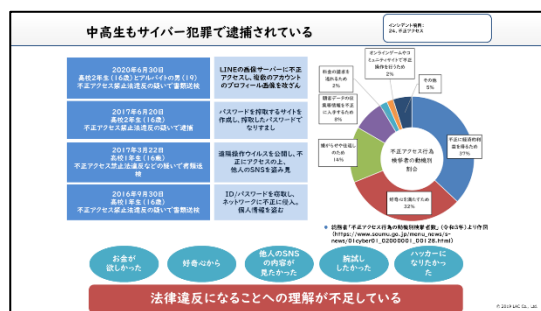
- ウイルス対策についてより理解を深めてもらうために、「本編」からウイルス対策に関連するインシデント項目をピックアップし、「参考スライド集」のスライドを参考にしながら、解説を行いましょよう。
- 例えば、「本編」の以下の項目の「(C) 啓発すべき内容」を中心に、受講者にウイルスによる様々なトラブルと対策について説明することができます。

「本編」

- P.60 インシデント項目 24 不正アクセス
- P.66 インシデント項目 27 ウイルス（マルウェア）感染
- P.68 インシデント項目 28 情報漏えい（機密情報・個人情報等）
- P.70 インシデント項目 29 OS やアプリの未更新

また、「参考スライド集」の以下のスライドが、講座を行う際に投影・配布する際のスライドの参考となります。

- P.41 下 インシデント項目 24 不正アクセス



- P.44 上下 インシデント項目 27 ウイルス（マルウェア）感染

ウイルス（マルウェア）感染の脅威

- 標的型
 - 特定の仕事や趣味などを狙って攻撃を仕掛ける
- 迷惑メール
 - 無差別に送りつける
- サイト閲覧
 - アダルトサイトや動画サイトなど興味を持ちそうなサイト
- 広告
 - 興味を引く広告
- メッセージアプリ
 - 友達になりやすくて近寄る

ウイルス感染ルート

- メールを開く
- 添付ファイルを開く
- 怪しいサイトへ誘導
- 不審なソフトやアプリのインストール

ウイルス感染の被害例

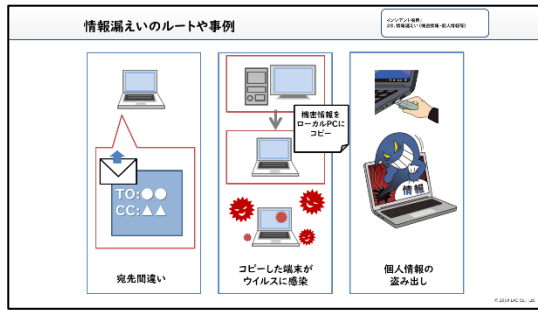
- 個人情報や機密情報の漏洩
- 情報が大量に（金銭要求）
- プライバシーが晒け透け
- 他者の攻撃の踏み台
- 金銭等の無心や不適切行為への助力要請

被害者なのに社会的な非難や制裁を受ける可能性

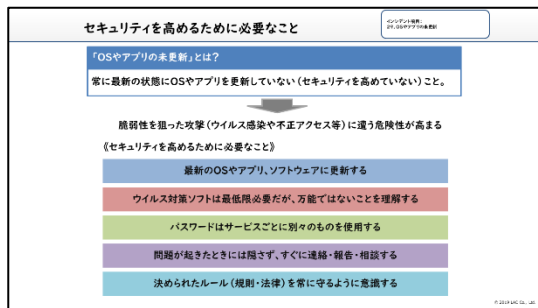
情報セキュリティ対策

- 最新のOSやアプリ、ソフトウェアに更新する
- ウイルス対策ソフトは最低限必要だが、万能ではないことを理解する
- パスワードはサービスごとに別々のものを使用する
- 問題が起きたときには隠さず、すぐに連絡・報告・相談する
- 決められたルール（規則・法律）を常に守るように意識する

➤ P.45 下 インシデント項目 28 情報漏えい（機密情報・個人情報等）



➤ P.47 上 インシデント項目 29 OS やアプリの未更新



「本編」・「参考スライド集」 を組み合わせた解説の例

- (ア) インシデント項目 27 ウイルス（マルウェア）感染 の「参考スライド集」を基に、ウイルス（マルウェア）感染の脅威（ウイルス（マルウェア）の種類や感染ルート、被害例等）について説明します。併せて「本編」の「C) 啓発すべき内容」の【基本情報】から、ウイルス（マルウェア）に感染することによる影響範囲の広さや、利用者自身が加害者・被害者の両方になる可能性があること、リスクの段階（③リスクへの対策：インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの）について説明します。
- (イ) インシデント項目 24 不正アクセス、インシデント項目 28 情報漏えい（機密情報・個人情報等） の「参考スライド集」を基に、ウイルス（マルウェア）感染後に引き起こされるトラブル（インシデント）について説明します。また、「本編」の「E) 主な関係法令や罰則」から、それぞれのインシデントに関連する法律や、どのような罪状に問われる可能性があるのかを補足します。
- (ウ) インシデント項目 29 OS やアプリの未更新 の「参考スライド集」を基に、ウイルス（マルウェア）感染への対策について紹介します。

③ 【5分】 講座で学んだことをまとめる（発表等）。

- ・ ウイルスによる被害に遭わないために、今後、どのようなことに気を付けていくかを受講者に考えてもらい、共有しましょう。
- ・ 講座の中で伝えきれなかったトラブル（インシデント）等についても触れ、講座受講後の参考として、「本編」・「参考スライド集」・「情報活用編」をご紹介ください。
- ・ 【参考】「情報活用編」におけるウイルス（マルウェア）感染に関連する項目と【活用例】

注意すべき**ポイント**

項目名	【活用例】注意すべき ポイント	ウイルス（マルウェア）感染に関連する内容
項目 1 電子メールを受け取る・送る	ポイント 1:メールを閲覧する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィッシング（詐欺） ・ ウイルス（マルウェア）が添付されたメール ・ 覚えのない広告メールの表示、サイトアクセス等
項目 5 Wi-Fi を利用する	ポイント 2.:Wi-Fi のアクセスポイントに接続する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリーWi-Fi のアクセスポイントに接続したPCのセキュリティアップデート未実施
項目 12 オンライン学習をする	ポイント 1:オンライン学習の準備をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン学習を行う PC、WiFi ルーターのセキュリティアップデート未実施
項目 13 プログラミングをする	ポイント 7:(必要に応じ)アプリ等を公開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開アプリのプログラム改ざん、脆弱性対策の未実施（被害・加害両方受ける可能性がある）
項目 14 テレワークをする	ポイント 2:自宅でテレワークをする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切なデータの保管先
項目 21 インターネット広告を利用する	ポイント 3.:クリック先の広告を表示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質なインターネット広告（不正な個人情報の入力や請求）
項目 25 便利なアプリ（電卓、翻訳、レコーダー等）を使う	ポイント 2:ストアからインストールしたアプリを使う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正なアプリのインストール

■ 5-1-④ インターネットで売買するときの注意点について教える

A) 概要

インターネットで売買（ネット通販、オンライン仲介サービス）をするときの注意点について啓発講座を行う際に、「羅針盤」をどのように使えばよいか、参考例を記載しています。

B) 目的

本実践例は、インターネットで物品やサービスを売買（ネット通販、オンライン仲介サービス）する方法とネット売買におけるトラブルについて知ること、トラブルに遭わないための基本的な知識を身に付けることを目的としています。

C) 対象等

【講座の対象】

- ・ インターネットで売買（ネット通販、オンライン仲介サービス）するときに気を付けることは何かを知りたい消費者や消費生活相談員の方（「**本編**」での属性：大学・専門学生、成人（一般）、成人（特に高齢者等））

【講座の時間（目安）】

- ・ 30分

D) 具体的な実践例

【講座の流れ】

項番	時間	内容
①	5分	・ 講座の内容や目標を伝え、インターネットで売買（ネット通販、オンライン仲介サービス）を行うにはどのような方法があるかを考える（発表等）。
②	20分	・ 「 情報活用編 」の活用例を基に、インターネットでの売買（ネット通販、オンライン仲介サービス）におけるトラブル（インシデント）について「 本編 」・「 参考スライド集 」からピックアップし解説する。
③	5分	・ 講座で学んだことをまとめる（発表等）。

講座の具体的な内容

- ① 【5分】 講座の内容や目標を伝え、ネットで売買（ネット通販、オンライン仲介サービス）を行うにはどのような方法があるかを考える（発表等）。
 - ・ 本ガイドの「4-1.啓発講座を実施するために「羅針盤」を使う」のSTEP1～3で計画を立てた内容を元に、講座の内容と目標（ネットで物品やサービスを売買する方法とネット売買におけるトラブルについて知ること、トラブルに遭わないための基本的な知識を身に付ける）について受講者に伝えましょう。
 - ・ ネットで売買を行うにはどのような方法があるかを受講者に考えてもらい、ネットを利用した売買についてイメージをしてもらいましょう。

② 【20分】「情報活用編」の活用例を基に、インターネットでの売買（ネット通販、オンライン仲介サービス）におけるトラブル（インシデント）について「本編」・「参考スライド集」からピックアップし解説する。

- ・ インターネットでの売買におけるトラブルについてより理解を深めてもらうために、「情報活用編」に記載の【活用例】を基に、「本編」からインターネットでの売買に関連するインシデント項目をピックアップし、「参考スライド集」のスライドを参考にしながら、解説を行いましょう。
- ・ 例えば、「情報活用編」及び「本編」の以下の項目の「C) 啓発すべき内容」を中心に、受講者にインターネットでの売買におけるトラブルと対策について説明することができます。

「情報活用編」の【活用例】

➤ P.76 項目 17 ネット通販を利用する

B) 活用方法と注意のポイント等	
【活用例】	
① 通販サイトにアクセスする。	ポイント1
② 商品と比較・選択する。	ポイント2
③ 商品を購入する。	ポイント3
④ 通販サイトを閉じる。	

➤ P.79 項目 18 オンライン仲介サービスを利用する

B) 活用方法と注意のポイント等	
【活用例1：商品の落札】	
① オークションサイトにアクセスする。	ポイント1
② 商品を選択する。	
③ オークションに参加し、商品を落札する。	ポイント2
④ 落札した商品の支払いをする。	ポイント3
⑤ 商品を受け取る。	ポイント4
⑥ （必要に応じ）出品者の評価を行う。	ポイント5
【活用例2：商品の出品】	
① オークションサイトにアクセスする。	
② 商品を出品する。	ポイント6
③ 出品した商品が落札される。	
④ 落札者から落札金額の入金がある。	
⑤ 商品を発送する。	ポイント7
⑥ （必要に応じ）落札者の評価を行う。	ポイント8

「本編」

- P.86 インシデント項目 36 情報商材
- P.88 インシデント項目 37 オンライン売買仲介サービスでのトラブル（インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル）

また、「**参考スライド集**」の以下のスライドが、講座を行う際に投影・配布する際のスライドの参考となります。

- P.55 上 インシデント項目 36 情報商材

このスライドは「気をつけよう!情報商材」と題し、情報商材とは何か、そして購入時の注意点と対策について説明しています。

情報商材とは?
無価値なものにもかかわらず、オンライン上で価値があるものとして売買される情報のこと。

〇するだけで、買金がかかる商品に絶対に損をしない方法教えます!
たった〇分で、こんなにスリムにふとるだけで絶対に痩せる方法教えます!

PDFファイル DVD

広告と全然違う! 効果が無い...

対策

- 「絶対に〇〇」「楽して〇〇」といった言葉を安易に信用せず契約はしない。
- 少しでも迷った場合は、家族や身近な人に相談をする。
- トラブルに備え、契約をする場合はサービス提供者の連絡先も購入前に必ず確認する。

- P.56 上下 インシデント項目 37 オンライン売買仲介サービスでのトラブル（インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル）

このスライドは「オンライン売買仲介サービスのトラブルを防ぐために」と題し、トラブル事例と対策を説明しています。

「オンライン売買仲介サービスでのトラブル」とは?
インターネット上の売買を仲介するサービスを利用することで生じるトラブルのこと。特にインターネット・オークション、フリマにおけるトラブルのこと。

トラブル事例

- インターネット・オークションで買取品のバグを購入。代金を振込んだがバグが送られてこない上、出品者と連絡がつかない。
- フリマサイトで購入したブランド品の偽物であった。
- インターネット・オークションで落札した中古車が納車後すぐにエンジン不具合発生（入札時に事前情報）。

対策

- 品物について確認を十分にとろう。
- 出品者(社)の評価を確認しよう。
- 出品者(社)を識別する情報(IDや住所など)や、やり取りの記録を控えておこう。
- 購入物の取引にはリスクがあり、自己責任が要求されることを知ろう。

このスライドは「チケット不正転売禁止法の成立」と題し、法律の成立と対象、条件、禁止事項などを説明しています。

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律
2018年12月8日成立 2019年6月施行

対象
映画、演劇、演芸、音楽、舞踊、その他の芸術及び芸能またはスポーツ
上記の興行を行う場所以に入場することができる証券(チケット)

条件
興行主等(※)の有償譲渡を禁止する旨の明示
特定の日時及び場所並びに入場資格者又は座席が指定されたもの
入場資格者が指定された場合 氏名、電話番号、メールアドレス等の連絡先の明示
座席が指定された場合 氏名、連絡先の明示

禁止
興行主等(※)の同意のない有償譲渡で、
販売価格を超える価格で販売すること、購入すること

罰則
一年以下の懲役もしくは
百万円以下の罰金又は併科

※興行主又は興行主の親族を指す興行入場券の販売を業として行う者

「情報活用編」・「本編」・「参考スライド集」を組み合わせた解説の例

- (ア) 「**情報活用編**」の項目 18 オンライン仲介サービスを利用する の「**B**」活用方法と注意のポイント」【活用例】を基に、オンライン仲介サービスの使い方の流れについて説明します。併せてオンライン仲介サービスを使う際にはいくつか注意すべき**ポイント**があることを説明し、**ポイント 1: オークションサイトにアクセスする。**を例として挙げ、「**C**」啓発すべき内容」【啓発の具体的な内容】を基に、オークションサイトやフリマサイトの特徴について紹介します。
- (イ) **ポイント 1: オークションサイトにアクセスする。**の【関連するインシデント(羅針盤(本編)参照)]を参照し、どのようなインシデント(トラブル)の可能性のあるか紹介します。
- (ウ) 上記【関連するインシデント(羅針盤(本編)参照)]で紹介したインシデントの中から、インシデント項目 36 情報商材、インシデント項目 37 オンライン売買仲介サービスでのトラブル(インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル) について

て、「**参考スライド集**」を基に、その概要とトラブルの事例、対策について紹介します。

- (エ) また、「**本編**」の「**E) 主な関係法令や罰則**」から、チケット転売禁止法について触れ、インシデント項目 37 オンライン売買仲介サービスでのトラブル(インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル) の「**参考スライド集**」を基に、法律の概要や、どのような罪状に問われる可能性があるのかを補足します。また、「**本編**」の「**F) 参考事例**」から具体的な事例等を紹介します。
- (オ) 安全にインターネットでの売買を行うために必要なポイントやリスク、注意点について補足します。「**情報活用編**」の分類「**4-5. 売る・買う**」では、項目 17 ネット通販を利用することなどについても記載していますので、併せて講座の中で解説をしましょう。

③ 【5分】 講座で学んだことをまとめる(発表等)。

- ・ インターネットでの売買でトラブルに遭わないために、今後、どのようなことに気を付けていくかを受講者に考えてもらい、共有しましょう。
- ・ 講座の中で伝えきれなかったトラブル(インシデント)等についても触れ、講座受講後の参考として、「**本編**」・「**参考スライド集**」・「**情報活用編**」をご紹介ください。

5-2. ネットトラブルへの対策を考える

ネットトラブルへの対処法を知り、対策を考えるために「羅針盤」を使ってみましょう。

ここでは、ネットでの誹謗中傷を取り上げて自ら学ぶための実践例について紹介します。

■ 5-2-① ネットでの誹謗中傷について学ぶ

A) 概要

ネットでの誹謗中傷について主体的に学んだり、対処法について考えたりするときに、「羅針盤」をどのように使えばよいか、参考例を記載しています。

B) 目的

本実践例は、自身がネットで他人を誹謗中傷しないようにするため、また、自分が誹謗中傷されたときに必要となる知識を身に付けることを目的としています。

C) 対象等

- ・ ネットでの誹謗中傷について主体的に学び、対処法について知りたい方(「**本編**」での属性：中学生、高校生、大学・専門学生、成人(一般)、成人(特に高齢者等))

D) 具体的な実践例

- ① 「**本編**」の目次から、誹謗中傷について学ぶ上で必要となるインシデントをピックアップします。該当するのは以下の項目です。
 - P.18 インシデント項目 5 誹謗中傷

■ インシデント項目 5. 誹謗中傷

A) 概要
 事実でないこと等を理由にして、悪口などの手段で相手の人格や名誉をおとしめたり傷つけたりする行為のこと。

B) 啓発目標
 【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	情報の発信や情報をやりとりする際のルール・マナーを知る。
レベル 2	何がルール・マナーに反する情報発信かを知り、ルール・マナーに反する投稿をしない。
レベル 3	特定多数に発信してよい情報か常に考える。メッセージの送信は相手の状況を想像して行うことが必要であると理解する。
レベル 4	不特定多数に発信してよい情報か常に考える。
レベル 5	人権に配慮した情報発信や情報のやり取りを心がける。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目指すレベル
未就学児・小学生（1～4年）	★☆☆☆☆ レベル 1
小学生（5～6年）	★★☆☆☆ レベル 2
中学生	★★★☆☆ レベル 3
高校生	★★★★☆ レベル 4
大学・専門学校生	★★★★★ レベル 5
成人（一般）	★★★★★ レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★★ レベル 5
保護者	★★★★★ レベル 5
教育関係者	★★★★★ レベル 5

C) 啓発すべき内容
 【基本情報】

項目	内容
影響範囲（対象）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者が「閲覧者」になる／	●
利用者が「加害者」になる	●
リスク段階	② リスクの評価：リスクを認知した上で、リスクを正しく評価することでインシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- インターネットでは世界中の人が時間、距離、国境、言葉の壁もなく交流できる公共の場であり、公共の場でのルールやマナーを守ることが重要であることを知る。
- インターネットは匿名性が高いが故に誹謗中傷を安易に発信しやすい。匿名性の高いインターネット上であっても、他者を傷つけ、罵詈雑言を行うような投稿を行った場合、強く非難され、様々なトラブルにも発展する可能性がある。インターネットの利用者の中には、色んな立場、宗教、人権、主義主張を持つ人が存在するため、発言や行動は多様な人々に配慮した行動や投稿が求められることを認識する。
- 情報を発信する前に、その発言が他者を傷つけるものではないか、相手の社会的評価を低下させるものではないか、一呼吸おいて考える習慣をつける。

元となる事実が偽りだったり、たとえ真実でも公共性がないことだったりすれば、正しいと思って書き込んだ内容であったとしても違法となるので、十分注意する。

- インターネット上で文字を使ってコミュニケーションを図る場合、対面で会話する時よりも双方の声や表情が見えにくい。思うように情報のやり取りができにくいことがある。自分の発信する情報を相手のように受け止めるのかを想像し、正しく意味が伝わるように言葉に配慮する。
- 名誉毀損となる他のユーザーの書き込みを拡散するだけでも、誹謗中傷に加担するものとして法的責任を波及されることもありうることを認識する。
- インターネット上で芸能人やスポーツ選手などの有名人に向けて意図的に傷つけるような投稿をするのは、相手を貶める行為で違法となる可能性もあるため、行ってはならない。
- 身の回りでネットトラブルに巻き込まれ、もしくは巻き込まれそうになっているケースを見かけた場合は、一人で悩んだり解決しようとしたりせず、すぐに身近な人に相談する。それでも解決しない場合は、専用の窓口を確認しておくなどして相談先を事前に把握しておき、判断に迷った場合は消費者ホットライン（電話番号 188）等にも相談する。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項
 啓発の内容は属性性共通。

E) 主な関係法令や罰則

- 刑法
 - 名譽毀損（230 条）：3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金
 - 侮辱罪（231 条）：1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
 - 信用毀損（233 条）：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
 - 業務妨害（233 条、234 条）：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- 民法
 - 損害賠償請求（709 条）
 - 名誉回復措置（723 条）
- プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）

F) 参考事例

- 以下のような公的機関の相談窓口で相談する。
 - 身に覚えのない誹り被害が来た：消費者ホットライン（188）
 - 犯罪に巻き込まれた、巻き込まれそう：緊急の事件は（110）
 - 個人情報や写真が勝手に投稿された：違法有害情報相談センター（URL：<https://www.ihabo.jp/>）
 - ネット上で的人格侵害：法務省インターネット人権相談（URL：<https://www.jinken.go.jp/>）
- テレビのリアリティーショーに出演していた芸能人が、ドラマの演出のために行った行動や発言が炎上し、ネット上に繰り返し誹謗中傷を受けた結果自殺に追い込まれた（2020 年 5 月）。これがきっかけとなり、法令が見直され、侮辱罪の厳罰化改正刑法が 2022 年 6 月 13 日に成立。1 年以下の懲役もしくは禁錮、30 万円以下の罰金」が罰則に追加され、翌月から施行された。（2022 年 7 月）。
- △校の C 君は、○校の D 君がどうにも気に入らず、D 君になりませぬ、ネットに「○校の E 君が引きをしっている」と、ウソの書き込みをした。E 君が D 君を問い詰めると、D 君は書き込んでいないことが分かり調べると、△校の C 君の言葉だと判明し、学校間トラブルに発展した【紛争室】インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版） URL：http://www.sozoku.go.jp/maisa_content/000506392.ppt。
- SNS で他人の投稿を転載した男性が、元の投稿と異なり法的責任を波及された（2020 年 6 月）。調査研究機関「DAMD 研究所」が 10 代～30 代の男女を対象にネットモスマホ等のマナーに関する調査を実施した結果、自分自身や友人・知人がネット上で誹謗中傷されているのを見たことがあると回答したのは 10 代

② 該当ページ（P.18）を開いたら「A）概要」を参照し、誹謗中傷とは何かについて把握しましょう。

A) 概要
 事実でないこと等を理由にして、悪口などの手段で相手の人格や名誉をおとしめたり傷つけたりする行為のこと。

③ 次に「B）啓発目標」の【啓発目標】と【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】を確認し、自身が誹謗中傷に対してどのレベルまで理解できればよいかについて確認しましょう。例えば、「中学生」であれば目標となるレベルは「レベル 3：特定多数に発信してよい情報か常に考える。メッセージの送信は相手の状況を想像して行うことが必要であると理解する。」ことが目標となります。

B) 啓発目標	
【啓発目標】	
レベル	内容
レベル1	情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知る。
レベル2	何がルール・マナーに反する情報発信かを知り、ルール・マナーに反する投稿をしない。
レベル3	特定多数に発信してよい情報が常に考える。メッセージの送信は相手の状況を想像して行うことが必要であると理解する。
レベル4	不特定多数に発信してよい情報が常に考える。
レベル5	人権に配慮した情報発信や情報のやり取りを心がける。
【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】	
属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4年）	★☆☆☆☆：レベル1
小学生（5～6年）	★★☆☆☆：レベル2
中学生	★★★☆☆：レベル3
高校生	★★★★☆：レベル4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル4
成人（一般）	★★★★★：レベル5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル4
保護者	★★★★★：レベル5
教育関係者	★★★★★：レベル5

- ④ 次に「C) 啓発すべき内容」の【基本情報】を参照し、インシデントの影響範囲や、自身が被害者・加害者になる可能性、リスクの段階（リスク認知の必要性、リスク評価の必要性、リスク対策の必要性）について理解しましょう。誹謗中傷は特に影響範囲が広く、利用者自身が被害者・加害者の両者になる可能性があり、誹謗中傷のリスクを認知し正しく評価することでインシデントを防げることが分かります。
- ⑤ 誹謗中傷の概要と基本的な情報を押さえたら、「C) 啓発すべき内容」の【啓発の内容】を確認し、誹謗中傷をしないための具体的な知識について身に付けましょう。

【啓発の内容】	
・	インターネットでは世界中の人が時間、距離、国境、言葉の壁もなく交流できる公共の場所であり、公共の場でのルールやマナーを守ることが重要であることを知る。
・	インターネットは匿名性が高いが故に誹謗中傷を安易に発信しやすい。匿名性の高いインターネット上であっても、他者を傷つけ、冒瀆するような言動を行った場合、強く非難され、様々なトラブルにも発展する可能性がある。インターネットの利用者の中には、色々な立場、宗教、人種、主義主張を持つ人が存在するため、発言や行動は多様な人々に配慮した行動や言動が求められることを認識する。
・	情報を発信する前に、その発言が他者を傷つけるものではないか、相手の社会的評価を低下させるものではないか、一呼吸おいて考える習慣をつける。

（次頁に続く）

- ・ 元となる事実がデマだったり、たとえ真実でも公共性がないことだったりすれば、正しいと思って書き込んだ内容であったとしても違法となるので、十分注意する。←
- ・ インターネット上で文字を使ってコミュニケーションを図る場合、対面で会話する時よりも双方の声や表情が見えにくいいため、思うように情報のやり取りができないことがある。自分の発信する情報を相手がどのように受け止めるのかを想像し、正しく意味が伝わるように言葉に配慮する。←
- ・ 名誉毀損となる他のユーザーの書き込みを拡散するだけでも、誹謗中傷に加担するものとして法的責任を追及されることもありうることを認識する。←
- ・ インターネット上で芸能人やスポーツ選手などの有名人に向けて意図的に傷つけるような投稿をすることは、相手を貶める行為で違法となる可能性もあるため、行ってはならない。←
- ・ 身の回りでネットトラブルに巻き込まれた、もしくは巻き込まれそうになっているケースを見かけた場合は、一人で悩んだり解決しようとしたりせず、すぐに身近な人に相談する。それでも解決しない場合は、専用の窓口を確認しておくなどして相談先を事前に把握しておき、判断に迷う場合は消費者ホットライン（電話番号188）等にも相談する。←

- ⑥ 誹謗中傷が発生した際に関係する主な法律や具体的な罰則については「E) 主な関係法令や罰則」に記載しています。誹謗中傷が発生した場合にどのような法律に触れ、どんな罰則があるのかを知ることができます。誹謗中傷は刑法や民法、プロバイダ責任制限法に触れる可能性があります。

E) 主な関係法令や罰則

- ・ 刑法
 - 名誉毀損（230条）：3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
 - 侮辱罪（231条）：1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
 - 信用毀損（233条）：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - 業務妨害（233条・234条）：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 民法
 - 損害賠償請求（709条）
 - 名誉回復措置（723条）
- ・ プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）

- ⑦ 具体的な事例を知ることで、インシデントについてより理解することができます。「F) 参考事例」では、誹謗中傷に関する過去の事例や統計データ等が記載されていますので、是非、参考にしてください。

F) 参考事例

- ・ 以下のような公的機関の相談窓口で相談する。
 - 身に覚えの無い請求が来た：消費者ホットライン（188）
 - 犯罪に巻き込まれた、巻き込まれそう：緊急の事件は（110）
 - 個人情報や写真が勝手に投稿された：違法有害情報相談センター（URL：<https://www.ihaho.jp/>）
 - ネット上での人権侵害：法務省インターネット人権相談（URL：<https://www.jinken.go.jp/>）
- ・ テレビのリアリティショーに出演していた芸能人が、ドラマの演出のために行った行動や発言が炎上し、ネット上に繰り返し誹謗中傷を受けた結果自死に追い込まれた（2020年5月）。これがきっかけとなり、法令が見直され、侮辱罪の厳罰化改正刑法が2022年6月13日に成立、「1年以下の懲役もしくは禁錮、30万円以下の罰金」が刑罰に追加され、翌月から施行された（2022年7月）。
- ・ △校のC君は、○校のD君がどうしても気に入らず、D君になりすまし、ネットに「○校のE君が万引きをしている」と、ウソの書き込みをした。E君がD君を問い詰めると、D君は書き込んでいないことが分かり調べると、△校のC君の仕業だと判明し、学校間トラブルに発展した（【総務省】インターネットトラブル事例集（平成29年度版） URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000506392.pdf）。
- ・ SNSで他人の投稿を転載した男性が、元の投稿と並んで法的責任を追及された（2020年6月）。
- ・ 調査研究機関（MMD研究所）が10代～30代の男女を対象にネットやスマホ等のマナーに関する調査を実施した結果、自分自身や友人・知人がネット上で誹謗中傷されているのを見たことがあると回答したのは10代が最も多く約30%に及んだ。また、それらの誹謗中傷を見た場所は「SNS」が各世代とも最多であった（2015年6月）。
- ・ 凶悪事件に関わったというデマがきっかけで、現在に至るまでお笑い芸人Sに約20年間、誹謗中傷が続いている（1999年～）。
- ・ 【総務省】インターネット上の誹謗中傷への対策：URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html

⑧ 最後に、誹謗中傷と関連するインシデントについても上記と同様に目を通してみましょう。例えば、「**本編**」の以下のような項目が、誹謗中傷と関連するインシデントとして考えられます。

- P.22 インシデント項目6 不適切投稿
- P.24 インシデント項目7 ネットいじめ・ハラスメント

また、「**情報活用編**」にも誹謗中傷と関係する項目がありますので併せて目を通してインシデントの内容とセットで理解することで、インシデントの内容だけでなく、ICTメディアの上手な使い方の知識も身に付け、ネットトラブルを防ぐことが可能となります。

5-3. ICTや情報メディアをもっと利用する

暮らしの中でICTや情報メディアをもっと利用するために「羅針盤」を使ってみましょう。

ここでは、ネットを通じて仕事することを取り上げて自ら学ぶための実践例について紹介します。

■ 5-3-① ネットを通じて仕事をする

A) 概要

ネットを通じて仕事（テレワーク）をするとき、「羅針盤（主に「**情報活用編**）」をどのように使

えばよいか、参考例を記載しています。

B) 目的

本実践例は、ネットを通じて仕事（テレワーク）をするために必要となる、ICT メディアの使い方や基本的な知識を身に付けることを目的としています。

C) 対象等

- ・ ネットを通じて仕事（テレワーク）をしたい方（「**本編**」での属性：成人（一般））

E) 具体的な実践例

① 「**情報活用編**」の目次から、テレワークについて学ぶ上で必要となる項目をピックアップします。該当するのは以下の項目です。

➤ P.64 項目 14 テレワークをする

■ 項目 14. テレワークをする

A) 概要

ICT を活用して、場所や時間にとらわれずに仕事をする。電話やメール以外にも、オンライン会議システムのグループ機能やチャット機能を利用して、連絡を行ったり、情報を共有したりすることができる。従来のオフィス勤務では、従業員が勤務する場所や時間が決められていたが、今後、多様な働き方が発達する中で、働き方の一つとして普及している。

B) 活用方法と注意のポイント等
【活用例】

① テレワーク環境を準備する。 **ポイント 1**

② テレワークをする。

(1) 自宅でテレワークをする。 **ポイント 2**

(2) 公共の場所（外出先やカフェ等）でテレワークをする。 **ポイント 3**

③ テレワークを終了する。

C) 習得すべき内容

ポイント 1: テレワーク環境を準備する。

【習得の具体的な内容】

- ・ 運用ルールについて
 - ▶ 自社のテレワークに関する社内規定等を読み、社内ルールを理解する。既にテレワークを導入済みの企業でも、社会の状況や環境の変化（リモートワークの増加や改正が必要となること）がある。テレワークでは会社の情報資産を社外に持ち出す、または社外から利用するという自覚を持ち、社内のルールやセキュリティにも十分気を付けること。なお、ルール等に見直しが必要な場合には社内の情報システム部門に相談するなど、定期的な見直しも大切である。総務省が公開している「テレワークセキュリティガイドライン（「D」参考事例）を参照）では、経営層・システム管理者・テレワーク勤務者が注意すべきポイントが掲載されているため、会社の運用ルールを策定する際の参考とすることができる。
 - ▶ 私物の端末（PC やスマホ等）を業務に利用する場合、セキュリティ対策が不十分な端末は情報漏洩のリスクがあることを認識し、会社が私物の端末利用を許可していない場合は利用しない。許可されている場合も会社の利用ルールに従って十分なセキュリティ対策を行ってから利用する。
- ・ コミュニケーションについて
 - ▶ オフィス勤務と違い、テレワークでは同僚との気軽な雑談や、そこから得られる情報や課題の発展の機会が失われてしまう点が懸念されている。テレワークであってもオンラインで仕事仲間と話す機会を意図的に設け、リラックスできる場所を作っておくことが大切である。また、グループウェア等を活用し、コミュニケーションを図ることを心がける。
- ・ オンライン会議について
 - ▶ テレワークでオンライン会議を行う場合、会議の進行を妨げたり、無関係の映像が映し出されたりしないよう、事前に準備を整えておくこと。例えば、以下のような対策を行うことで、予期せぬトラブルを防ぐことができる。

64

© 2020 LAC Co., Ltd

② 該当ページ（P.64）を開いたら「A）概要」を参照し、テレワークとは何かについて把握しましょう。

A) 概要

ICTを活用して、場所や時間にとらわれずに仕事をする。電話やメール以外にも、オンライン会議システムのグループ機能やチャット機能を利用して、連絡を行ったり、情報を共有したりすることができる。従来のオフィス勤務では、従業員の勤務する場所や時間が決められていたが、今後、多様な働き方が浸透する中で、働き方の一つとして普及している。

- ③ 次に「B) 活用方法と注意のポイント等」の【活用例】を参照し、テレワークをする際の具体的な流れを確認します。テレワークをする際は、「(1) 自宅でテレワークをする。」ケースと「(2) 公共の場所（外出先やカフェ等）でテレワークをする。」ケースがあり、それぞれに活用方法や注意ポイントがあることが分かります。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

① テレワーク環境を準備する。

ポイント1

② テレワークをする。

(1) 自宅でテレワークをする。

ポイント2

(2) 公共の場所（外出先やカフェ等）でテレワークをする。

ポイント3

③ テレワークを終了する。

- ④ テレワークの流れを確認したら、次に「C) 啓発すべき内容」の各ポイントに記載されている【啓発の具体的な内容】に目を通して、テレワークをする上でのICTメディアの上手な使い方や注意ポイント等、具体的な知識を身に付けましょう。

C) 啓発すべき内容

ポイント1: テレワーク環境を準備する。

【啓発の具体的な内容】

・ 運用ルールについて

- 自社のテレワークに関する社内規定等を読み、社内ルールを理解する。既にテレワークを導入済みの企業でも、社会の状況や環境の変化にともない、ルールの追加や改正が必要となることがある。テレワークでは会社の情報資産を社外に持ち出す、または社外から利用するという自覚を持ち、社内のルールやセキュリティにも十分気を付けながら行うこと。なお、ルール等に見直しが必要な場合には社内の情報システム部門に相談するなど、定期的な見直しも大切である。総務省が公開している「テレワークセキュリティガイドライン（D) 参考事例」を参照)では、経営層・システム管理者・テレワーク勤務者が注意すべきポイントが網羅されているため、会社の運用ルールを策定する際の参考とすることができる。

- ⑤ 「C) 啓発すべき内容」の各ポイントには「本編」の【関連するインシデント】と【主な関係法令】についても記載されています。テレワークを実施する際にどのようなインシデントについて

気を付けなくてはならないか、「**本編**」の関連するインシデント項目についても確認してみましょう。

【関連するインシデント（「羅針盤（本編）」参照）】

- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい（機密情報・個人情報等）
- ・ インシデント項目 29. OS やアプリの未更新
- ・ インシデント項目 30. 不十分なID/パスワードの取り扱い
- ・ インシデント項目 31. 機器の紛失・破損

【主な関係法令】

- ・ 民法
 - 損害賠償請求（709条）

- ⑥ 具体的な事例を知ることで、ICTメディアの使い方についてより理解することができます。「D）参考事例」では、テレワークについて参考となる情報や事例等が記載されていますので、参考にしてください。

D) 参考事例

- ・ 気を付けたい、テレワーク時のセキュリティ 7つの落とし穴 | セキュリティ対策のラック（【株式会社ラック】 https://www.lac.co.jp/lacwatch/service/20200318_002153.html）
- ・ テレワークセキュリティガイドライン | テレワークにおけるセキュリティ確保（【総務省】 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/）
- ・ テレワークのガイド、ガイドライン、事例等（【一般社団法人日本テレワーク協会】 https://japan-telework.or.jp/tw_about-2/guide/）
- ・ ワークケーションに関する実証実験と効果についての報告（【SOMPO インスティテュート・プラス】 <https://www.sompo-ri.co.jp/publicity/workcation/>）
- ・ テレワークで使用が増えたツールに便乗する攻撃（【トレンドマイクロ セキュリティブログ（2020年6月9日）】 <https://blog.trendmicro.co.jp/archives/25129>）
- ・ 緊急事態宣言解除後のセキュリティ・チェックリスト（【特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会】 https://www.jnsa.org/telework_support/telework_security/index.html）
- ・ ポジシェア | やってみよう・教えよう 疲れやストレスと前向きにつきあうコツ | こころの耳（【厚生労働省】 <https://kokoro.mhlw.go.jp/ps/>）

- ⑦ 最後に、テレワークと関連する項目についても上記と同様に目を通してみましょう。例えば、以下のような項目が、テレワークに関連する項目として考えられます。

- P.68 項目 15 業務アプリを使う
- P.71 項目 16 グループウェアを利用する

テレワークの項目とセットで理解することで、テレワークに係る ICT メディアの知識を身に付けることができます。また、「**情報活用編**」だけでなく「**本編**」も絡めて羅針盤を利用することでネットトラブルについても防ぐことが可能となります。

第6章「羅針盤」活用のためのTIPS（コツ）！〔活用事例等〕

「羅針盤」は公開（「本編」・「参考スライド集」は2019年3月公開。「情報活用編」は2020年10月公開。）以降、最新の情報を取り入れながら改訂を行い、全国各地の啓発活動の場でご利用いただいています。本章では「羅針盤」を使った啓発の取組事例の一部についてご紹介いたします。

6-1. 事例①小中学生及び地域関係者を対象としたモラル向上のための情報リテラシー啓発巡回講座での活用

情報リテラシーの講座内容は、インターネットにおけるトラブルの多様化や複雑化に伴い、年々啓発が必要なトピックも増し、多岐に渡っています。従来の既成の講座においては、それらのトピックについて主に講師が主体となり、講座内で啓発する内容を構築していました。このことから、ラックでは「羅針盤」の「本編」・「参考スライド集」がインシデント単位で分類、整理されている点を活用し、学校や地域関係者が抱える課題や受講する児童生徒が、「本編」のインシデント項目から本当に知りたい、学びたい内容を主体的に考え、講師がそのリクエストを受け付ける個別オーダー型の講座を実施しています。

【個別オーダー型講座のヒヤリングシート例】

巡回講座 ヒヤリングシート（例）				
申込み切日：YYYY年MM月DD日 申込日：YYYY年MM月DD日				
締め切り：YYYY年MM月DD日 送付先：●●●●●● Mail：●●●●●●				
開催期日	YYYY年MM月DD日（ ） 時間：～：			
学校名	●●●●● 担当者名			
連絡先	TEL： FAX： Mail：			
対象学年・人数・時間数	対象学年（ ）年生 クラス数（ ）学級人数（ ）人 授業時間（ ）時間 ※ 複数クラスで行う場合は各学級の人数、学年単位、複数学年で行う場合は合計人数を入力ください。 ※ セミナースタイルは1単位時間、ワークショップスタイルは2単位時間の開催とします。 ワークショップの概観は以下を予定しております。 ◇中学校：【●●●●●】 ◇小学校：【●●●●●】			
「情報リテラシー啓発のための羅針盤（「本編」）に掲載されている右記の項目から、授業で希望する内容に☑を入れてください	<table border="0"> <tr> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報モラル</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. デマ・フェイクニュースを発言すること <input type="checkbox"/> 2. 炎上させること <input type="checkbox"/> 3. ネット依存 <input type="checkbox"/> 4. 誹謗中傷 <input type="checkbox"/> 5. 誹謗中傷 <input type="checkbox"/> 6. 不審物通報 <input type="checkbox"/> 7. ネットいじめ・ハラスメント <input type="checkbox"/> 8. 犯罪予告 <input type="checkbox"/> 9. 著作権侵害 <input type="checkbox"/> 10. 肖像権侵害 <input type="checkbox"/> 11. プライバシー権侵害 <input type="checkbox"/> 12. ネット差別的発言 <input type="checkbox"/> 13. 出会い系サイトは返答する利用被害 <input type="checkbox"/> 14. SNS等には返答する利用被害 <input type="checkbox"/> 15. リベンジポルノ <input type="checkbox"/> 16. 児童ポルノの発信 所持 頒布 <input type="checkbox"/> 17. 違法・有害コンテンツ <input type="checkbox"/> 18. チート行為 <input type="checkbox"/> 19. 不必要な位置情報の付与 <input type="checkbox"/> 20. SNS公開範囲設定の誤り <input type="checkbox"/> 21. フィルタリングやペアレンタルコントロールの未利用 <input type="checkbox"/> 22. なからスマホ </td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報セキュリティ</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 23. 偽警告 <input type="checkbox"/> 24. 不正アクセス <input type="checkbox"/> 25. フィッシング <input type="checkbox"/> 26. ウイルス（マルウェア）作成・提供・保管 <input type="checkbox"/> 27. ウイルス（マルウェア）感染 <input type="checkbox"/> 28. 情報漏えい（機密情報・個人情報等） <input type="checkbox"/> 29. OSやアプリの未更新 <input type="checkbox"/> 30. 不十分なIDパスワードの取扱い <input type="checkbox"/> 31. 機器の紛失・破損 </td> </tr> <tr> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費者トラブル</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 32. 迷惑メール <input type="checkbox"/> 33. 有害広告 <input type="checkbox"/> 34. 契約強迫・不正請求 <input type="checkbox"/> 35. 高額請求 <input type="checkbox"/> 36. 情報漏洩 <input type="checkbox"/> 37. オンライン売買取引サービスでのトラブル </td> </tr> </table>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報モラル</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. デマ・フェイクニュースを発言すること <input type="checkbox"/> 2. 炎上させること <input type="checkbox"/> 3. ネット依存 <input type="checkbox"/> 4. 誹謗中傷 <input type="checkbox"/> 5. 誹謗中傷 <input type="checkbox"/> 6. 不審物通報 <input type="checkbox"/> 7. ネットいじめ・ハラスメント <input type="checkbox"/> 8. 犯罪予告 <input type="checkbox"/> 9. 著作権侵害 <input type="checkbox"/> 10. 肖像権侵害 <input type="checkbox"/> 11. プライバシー権侵害 <input type="checkbox"/> 12. ネット差別的発言 <input type="checkbox"/> 13. 出会い系サイトは返答する利用被害 <input type="checkbox"/> 14. SNS等には返答する利用被害 <input type="checkbox"/> 15. リベンジポルノ <input type="checkbox"/> 16. 児童ポルノの発信 所持 頒布 <input type="checkbox"/> 17. 違法・有害コンテンツ <input type="checkbox"/> 18. チート行為 <input type="checkbox"/> 19. 不必要な位置情報の付与 <input type="checkbox"/> 20. SNS公開範囲設定の誤り <input type="checkbox"/> 21. フィルタリングやペアレンタルコントロールの未利用 <input type="checkbox"/> 22. なからスマホ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報セキュリティ</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 23. 偽警告 <input type="checkbox"/> 24. 不正アクセス <input type="checkbox"/> 25. フィッシング <input type="checkbox"/> 26. ウイルス（マルウェア）作成・提供・保管 <input type="checkbox"/> 27. ウイルス（マルウェア）感染 <input type="checkbox"/> 28. 情報漏えい（機密情報・個人情報等） <input type="checkbox"/> 29. OSやアプリの未更新 <input type="checkbox"/> 30. 不十分なIDパスワードの取扱い <input type="checkbox"/> 31. 機器の紛失・破損 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費者トラブル</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 32. 迷惑メール <input type="checkbox"/> 33. 有害広告 <input type="checkbox"/> 34. 契約強迫・不正請求 <input type="checkbox"/> 35. 高額請求 <input type="checkbox"/> 36. 情報漏洩 <input type="checkbox"/> 37. オンライン売買取引サービスでのトラブル
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報モラル</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. デマ・フェイクニュースを発言すること <input type="checkbox"/> 2. 炎上させること <input type="checkbox"/> 3. ネット依存 <input type="checkbox"/> 4. 誹謗中傷 <input type="checkbox"/> 5. 誹謗中傷 <input type="checkbox"/> 6. 不審物通報 <input type="checkbox"/> 7. ネットいじめ・ハラスメント <input type="checkbox"/> 8. 犯罪予告 <input type="checkbox"/> 9. 著作権侵害 <input type="checkbox"/> 10. 肖像権侵害 <input type="checkbox"/> 11. プライバシー権侵害 <input type="checkbox"/> 12. ネット差別的発言 <input type="checkbox"/> 13. 出会い系サイトは返答する利用被害 <input type="checkbox"/> 14. SNS等には返答する利用被害 <input type="checkbox"/> 15. リベンジポルノ <input type="checkbox"/> 16. 児童ポルノの発信 所持 頒布 <input type="checkbox"/> 17. 違法・有害コンテンツ <input type="checkbox"/> 18. チート行為 <input type="checkbox"/> 19. 不必要な位置情報の付与 <input type="checkbox"/> 20. SNS公開範囲設定の誤り <input type="checkbox"/> 21. フィルタリングやペアレンタルコントロールの未利用 <input type="checkbox"/> 22. なからスマホ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報セキュリティ</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 23. 偽警告 <input type="checkbox"/> 24. 不正アクセス <input type="checkbox"/> 25. フィッシング <input type="checkbox"/> 26. ウイルス（マルウェア）作成・提供・保管 <input type="checkbox"/> 27. ウイルス（マルウェア）感染 <input type="checkbox"/> 28. 情報漏えい（機密情報・個人情報等） <input type="checkbox"/> 29. OSやアプリの未更新 <input type="checkbox"/> 30. 不十分なIDパスワードの取扱い <input type="checkbox"/> 31. 機器の紛失・破損 		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費者トラブル</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 32. 迷惑メール <input type="checkbox"/> 33. 有害広告 <input type="checkbox"/> 34. 契約強迫・不正請求 <input type="checkbox"/> 35. 高額請求 <input type="checkbox"/> 36. 情報漏洩 <input type="checkbox"/> 37. オンライン売買取引サービスでのトラブル 				
備考、連絡事項等				
【お問い合わせ先】 ●●●●●● Mail：●●●●●●				

■ 参考情報

- ・ 【プレスリリース（2019年5月14日）】ラック、島根県益田市教育委員会との情報リテラシー啓発・教育取り組みを開始～地方圏の都市におけるICT利用環境の整備と次代のICT利活用人材育成を支援～
URL : https://www.lac.co.jp/news/2019/05/14_press_01.html

6-2. 事例②県警によるサイバーボランティアの育成・研修での利用

ラックでは、都道府県の警察によるサイバーボランティアの育成の取り組みに協力しており、研修会の開催等の支援を行っています。本取組の中では、高校生のスキルアップと後進の育成を目的として、高校生自身が講師となり、小学生や中学生に情報リテラシー啓発を行う取り組みを実施していますが、高校生が講座の内容を検討し、組み立てる際の教科書として「羅針盤」をご利用いただいています。

【講座実施に向けてのワークショップでの「羅針盤」活用イメージ】

「本編」掲載のインシデント項目から、

- ① 小中学生にとって身近なトラブルを考える
- ② 小中学生にとって身近ではないけれど知っておくべきトラブルを考える。

自分たちが選んだ「本編」のインシデント項目から、

- ③ 自分たちの講座で取り上げるトラブルを5つ選ぶ。

最終的に絞り込んだ5項目から、

- ④ 45分間の講座を想定して、導入から展開、まとめまで、全体の全体のストーリーを考える（導入⇒展開⇒まとめ）
- ⑤ プレゼンテーションのスタイルやスライドの構成を考える

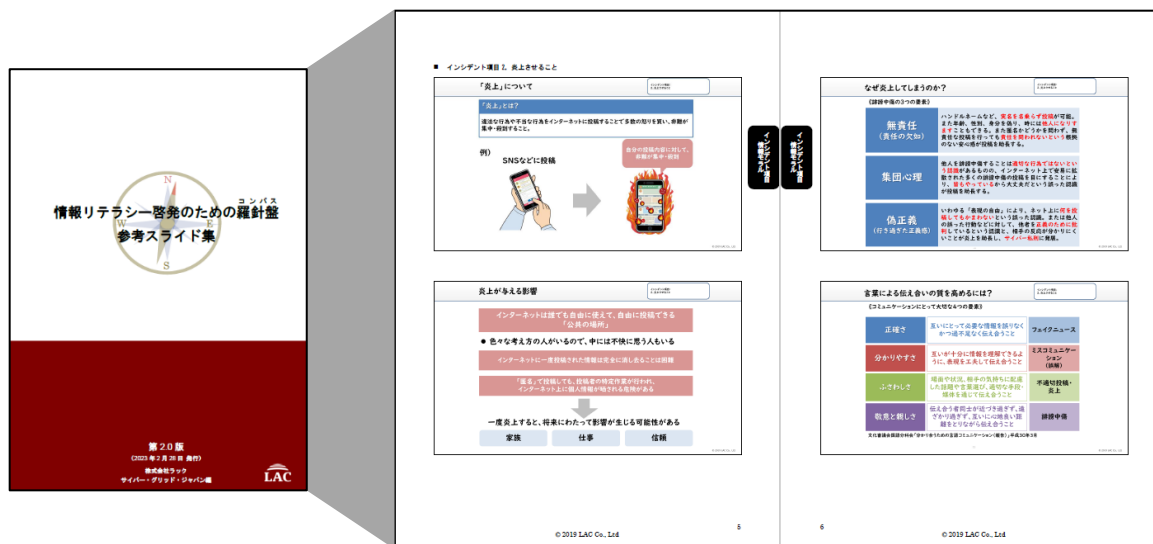
■ 参考情報

- ・ 【プレスリリース（2017年1月25日）】ラック、長崎県サイバーセキュリティに関する相互協力協定締結～長崎県、長崎県警を含む14機関が連携し、県下の安心安全なサイバー空間の実現を目指す～
URL : https://www.lac.co.jp/news/2017/01/25_press_01.html

6-3. 事例③企業の社内研修での利用

ラックでは、社内における新入社員研修（「新社会人としてのネットマナー」）及び、毎年、社員向けに実施している全社員研修（「情報モラル研修」）において、

- ・ 研修用資料として ⇒ 「参考スライド集」を利用
 - ・ 受講した内容の補完として ⇒ 「本編」、「情報活用編」を利用
- するなど、「羅針盤」を活用し、社員研修・教育に役立てています。



以上

「LAC」「ラック」「サイバー・グリッド・ジャパン」は、株式会社ラックの商標または登録商標です。この他、本書に記載した会社名・団体名、製品名、HPの名称等は、各社・各団体の商標または登録商標、製品名、HPの名称等です。

本書の著作権は株式会社ラックが保有します。

株式会社ラックは、本書の記載内容を利用（二次利用含む）した結果生じるいかなる損害・損失についても責任を負いません。

本書に記載された情報は発行日時点のものであり、閲覧・提供される時点では変更されている可能性があることをご了承ください。

情報モラル・情報セキュリティを含む情報の収集、読解、創造、分析、発信等の情報リテラシーの啓発（以下「本目的」といいます。）

を目的とし、かつ対価を得ずに利用される限りにおいて、本書を紙媒体または電子媒体での配布や印刷（一部のみの印刷配布含む）をする場合には、株式会社ラックの改めての許諾は必要ありません。また、引用は著作権法に定められたルールに従って行ってください。

本目的の範囲外の利用、または有償での利用を行う場合等、本書の利用にあたって株式会社ラックの許諾が必要な場合、または不明点がある場合は、株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン 情報リテラシー啓発のための羅針盤 問合せ窓口（Mail: cgj-comp@lac.co.jp）までお問合せください。

情報リテラシー啓発のための ^{コンパス} 羅針盤 使い方ガイド

2021年3月11日 第1.0版 発行

2023年2月28日 第2.0版 発行

2024年1月22日 第2.1版 発行

株式会社ラック

サイバー・グリッド・ジャパン 編

監修（五十音順）

匹田 篤 広島大学大学院 准教授

町村 泰貴 成城大学 教授

村井 万寿夫 北陸学院大学 教授

株式会社ラック
サイバー・グリッド・ジャパン

